

ならないと。これは三条二項に規定してあるわけです。

四年前にこの閣議決定がされてから、実は今回で八回目の閣議決定がなされたわけですから、しかし、残念なことに、ここ三年間、直近の五回は、全くもって単純に期間の延長をするだけで、他の項目については今までどおり、まさにマナー化した状況なんです。

しかし、きょうは外務省の西村政務官に来てもらっていますけれども、昨今、この極東では、韓国の哨戒艦の沈没事故があったりとか、いろいろと、この極東をめぐる国際情勢も変わっている。当然、北朝鮮との二国間の関係も非常に、一刻一刻と変化を見せている。にもかかわらず、なぜ閣議決定が直近三年間、一切この本体部分、法律で規定されている本文の部分は何にも変更されずにここまで来ているのかという問題意識を私は持つて、何点か質問をいたします。

まず第一点、聞きますけれども、この最大の閣議決定事項である入港禁止の目的、この目的に、実は拉致問題、拉致という言葉が一切明記されていません。これは一体なぜなのか、まずお答えください。

○西村大臣政務官 お答えいたします。

黒岩委員も私も同じ新濁でございますので、拉致問題には本当に強い意欲を持って委員も取り組んでおられることだというふうには拝察をいたしますけれども、実は、現在行っている北朝鮮船舶の入港禁止措置は、法律上、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときに発動することができることとされており、閣議決定の記述ぶりは、その契機となった核実験実施発表に言及しつつ、同法の規定ぶりを踏まえたものとなっております。

一方で、入港禁止措置を決定するに当たっては、北朝鮮が拉致問題の解決に向けて具体的な行動をとってこなかったことも当然判断材料の一つとなっており、閣議決定文中の「その後の我が国を取り巻く国際情勢」の中には、拉致問題をめぐ

る現在の状況も既に含まれております。

また、こうした趣旨をより明確にするために、官房長官の発表におきまして、北朝鮮が拉致問題について具体的な対応をとっていないことに言及をしております。

いずれにいたしましても、政府としては、拉致問題を含む諸懸案の解決に向けて、北朝鮮が具体的な行動をとることを粘り強く求めていく方針でございます。

○黒岩委員 西村さんの答弁、私も事務方から聞かせてもらっています。

ただ、要するに、十六年にこの法律ができたときのそれ以降の事実関係がそんなに進んでいないというような表現を外務省の事務方が言うんですけれども、でも現実には、直近でいって、もう〇八年の時点でこちらから拉致の被害者のさまざまな調査を投げかけた、その再調査をしないという、これは外務省も指摘していますよ、非常に不誠実な対応が返された。こういってことが一刻一刻、この閣議決定というのは今年一年単位で行っていますから、この一年の間にもいろいろなことが起きていくわけですね。

ですから、今の答弁で、すなわち入港禁止の理由に入らなくてもいいよということ、私は論議必然ではないと思っておりますので、最後は西村さんも、今後は前向きに検討だと言いますので、今後の北朝鮮の拉致に関するさまざまな事象が起きたときには、これはやはり本体である入港禁止の目的の中に入れていただきたいと思っております。

では、二番目の質問に行きます。

貨物検査法が今回制定されるきっかけとなったのは、昨年四月の北朝鮮のミサイル発射、そして五月の核実験、これが大きな契機となって、国連の制裁決議が発動されたわけです。このようなまさに大きな事実が起こったにもかかわらず、またもや、入港禁止の目的、ここに加えられていないわけですね。何で、これほど大きな事態がこの一年以内に生じたにもかかわらず、閣議決定の本

文に何ら変更がないのか、この点についてもお聞かせください。

○西村大臣政務官 お答えいたします。

先ほどと同様の趣旨となりますけれども、現在行っている入港禁止措置は、法律上、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるときに発動することができることとなっております。閣議決定の記述ぶりは、その契機となった核実験実施発表に言及しつつ、同法の規定ぶりを踏まえたものとなっております。

閣議決定文中の「その後の我が国を取り巻く国際情勢」の中に、まさに核、ミサイルといった諸懸案を含む北朝鮮をめぐる諸般の情勢が含まれております。

また、こうした趣旨をまた明確にするために、繰り返しになりますけれども、官房長官の発表等においては、平成二十一年四月のミサイル発射や同年五月の核実験の実施について言及をしております。

閣議決定の理由の中に入っていないということでありますけれども、それをセットとするために、官房長官の発表等でそうしたことについて言及をされているところでありまして、引き続き、北朝鮮が具体的な行動をとることを、こういって話もあわせて、粘り強く求めていきたいと考えております。

○黒岩委員 官房長官談話で付言しているという

ようなことは何度もお聞きしているんですけども、何度とも言いますけれども、これは議員立法で法律をつくって、その三条二項で閣議決定に明示すると書いてあるわけですから、この法律事項にある閣議決定にその時々を事象を入れていくというのが、私はやはり政府の姿勢として当然だと思っております。時間がないので、これは言及するまでにとどめますけれども。

それでは、例えば、この特定船舶というものは、法律上は、定義は三類型あるわけですね。一つ目は、北朝鮮籍の船。二号船舶と言われるものは、他国の船舶だけれども、北朝鮮に寄港した船、立

ち寄った船ですね。三番目は、北朝鮮籍じゃないけれども、北朝鮮がどこかの船をチャーターして自分の特定貨物を運ばせている、そんな可能性のある船、これは三号船舶といえます。しかし、これも、しよっぱなからせつかく法律では三類型を定義しているにもかかわらず、過去八回の閣議決定で、対象船舶というのはずっと一号船舶だけなんです。

お聞きしたいのは、二号船舶等に対象を広げるような検討、議論というのはされたのかどうか、この点については御説明いただけますか。

○西村大臣政務官 委員御指摘のとおり、北朝鮮寄港船及び北朝鮮のチャーター船の入港禁止措置については、北朝鮮船舶の入港禁止措置のみでは効果が上がらないような場合のみ発動する補完的なものであるというふうには考えられておりますし、私もそのように考えております。

そこで、現在は、総合的に判断をいたしまして、これらの補完的な措置の発動が必要な状況ではなく、逆に、二号それから三号船舶、そういったものを対象にすることにより、第三国の輸出者及び海運事業者並びに第三国から輸入を行う日本の産業に悪影響を及ぼすおそれがありますことから、今回、一号船舶のみという判断にまたなったわけでございます。

○黒岩委員 これも、海上保安庁なんか聞くと、過去の寄港した履歴というのは、直近の十港

まで履歴があると。立ち寄った十港のうち一つでも北朝鮮に寄ったもの、こういった船まで調べ始めると、これは確かに物すごい手間がかかるし、ある意味、他の国にも外交上大変迷惑を及ぼすかもしれないという説明なんですけれども、これは、例えば直近の一港とか二港に絞れば、そんなに数は多くないんですよ。北朝鮮に寄港している船なんというのは。だから、そういうものに絞っても対象を広げていくとか、こういったことを前向きに検討しているという姿勢を私は全然外務省から感じ取れないんですね。何か、西村さん、口を曲げていなくて結構ですから。とにかく

く、こういった姿勢については、あくまでも今後前向きに検討していただきたいということは申し上げておきます。

これは、時間の関係上、前原大臣にお聞きしますけれども、閣議決定に行くまでの過程というのは、この内容は、取りまとめは外務省だそうです。加えて、国交省、そして経産省の事務方が打ち合わせしながら、これを閣議決定にまとめていくんだ、こういうプロセスだそうなんですね。

私、それだけ多くの人たちが集まって、過去五回も全く何にもいじらないというようなことが何であるのかなと。普通だったら、検討していく中で、ここは入れ込みとか、そういったことがこの閣議決定の中にやはりあらわれるはずだと思っておるんですね。取りまとめは外務省なんですけれども、やはり、国交省の事務方もこれに携わっているわけですから、私は、その最高の権限者である前原大臣から、国民の感覚に立つてメッセージを発信していただきたいんですよ。

拉致問題でもそうです。入港禁止に拉致問題、入っているだろうと多くの方は思いますよ。ミサイルの発射があったり核実験があったら、そういったこともつけ加えられて、これはあくまでも圧力と対話の中の圧力なわけですから、制裁措置も強めていくのかな、こうやって国民は思っているわけですね。これに対するメッセージというのは、あくまでも議員立法でできた本法の条文に沿った閣議決定の本文の中に明示していくべきだと私は思っておるんです。

そこで、大臣、今のやりとりを聞いた中で、もう今回のことはどういいますか、次回以降、これは毎年閣議決定があるわけですから、この中でやはり本文に、その時々の変化を機敏にしっかりとらえているんだ、北朝鮮問題というのは我が国は一つ一つ注視しているんだ、こういった内容を盛り込んでいく、このことについて前向きな姿勢を大臣からいただきたいので、よろしく願っています。

○前原国務大臣 黒岩委員にお答えをいたします

す。

委員御承知だと思いますけれども、二〇〇二年の日朝平壤宣言というものの中にも、拉致という言葉は入っていないんですね。しかしながら、その中身については、当然、拉致問題を含む人道的な問題というものを解決するということでありますし、この閣議決定における入港禁止理由というものの中には、日朝平壤宣言というのが引用されているという面もあります。

ダイレクトに拉致という言葉を入れるべきだという黒岩委員の御主張というのは、私、理解できるところでございませぬ。また、今回、八回目になるんですか、八回目の文章で、三回目以降が同じ文言であるということについても、もう少し直近のさまざまな要因を取り入れてということも理解できるところでございませぬ。

いずれにいたしましても、中身について、法律としてやることというのは、同じことをきっちりやる、毅然とした対応をとる。ごめんなさい、七回目ですね。今回七回目の延長です。七回目の延長で八回目の措置ということでありませぬけれども、やるべきことはしっかりとやっていくということとであります。

意思として閣議決定の入港禁止理由というものにより明確にあらわすという御意見を踏まえて、今後また、それは関係省庁で議論する際には参考にさせていただきます、このように思います。

○黒岩委員 大臣、前向きに踏み込んでいただきたいがどうございませぬ。

それでは、あと残り五分ということなので急ぎ足で、次に貨物検査法の質問をします。

お手元にチャート図を配らせていただきました。実は、私は、昨年の臨時国会で、一つ一つ、内水において、領海において、公海において、この実効性を聞いていきました。これはある意味机上の論議で、頭の体操でもあるんですけれども、最後、公海において、その船は怪しいんじゃないかといったときは、それを検査するに

だ、その同意がない場合は、その旗国は、要するに、日本の検査は嫌だよ、だけれども、例えば自分の国に戻ってきなさいという回航指示をします、こうあるわけですね。

ただ、これはここで、回航を指示した場合で終わっておるので、じゃ、回航を指示しない旗国もあるかもしれない、その場合はどうするんですか。これは、実は前回の質問でも聞いたので、今回、私の方で説明だけさせてもらいます。そうなるのと、実は、回航指示をしない国については、我が国が国連の制裁委員会に報告する。そうすると、制裁委員会がこの国を、簡単に言えば呼びつけて弁明を求めたり、かなり厳しい措置をするこ

とになつておりますので、結果的には、回航指示をしない国というのはほとんどないです。回航指示をしない国は、外務省から承っております。私が申し上げたいのは、このように、非常に国連決議というものは全体的に網が広がっているということまではよくわかりました。

次に、もう一つの事例をちょっとお聞きしたいんですけれども、じゃ、ある国が、旗国が船に、おまえ、もう日本の検査は受けなくていい、でも、例えば自分の国に戻ってこいといったときに、船長の承諾がとれない場合も論理的にはあり得るわけですね。

では、その場合、旗国は回航指示はした、要するに国連決議を遵守している、だけれども船の現場責任者がそれに従わなかった場合、こういう場合はどういった対応が想定されるのか、お答えいただけますか。

○西村大臣政務官 お答えいたします。旗国が回航指示をしたにもかかわらず船長が承諾しないという場合がありますけれども、一般論として、旗国の回航指示に船長が従わずに公海にとどまる場合においては、旗国が他国による公海上での当該船舶への検査に同意を与えることがあり得るわけでございます。

また、国連加盟国は安保理決議により、禁止品目を含むと信じる合理的根拠があることを示す情

報を当該国が有する場合には貨物検査を実施することが要請されておりますので、船長等が旗国の回航指示に従わず、指示された港以外の港へ寄港したとしても、当該港が所在する国は安保理決議に基づいて貨物検査等の措置を実施することが要請されます。

なお、関連の安保理決議においては、船長の承諾が貨物検査を実施する上での条件となっているわけではないことを付言いたします。

○黒岩委員 ちよっと、耳で聞いただけでは結構丁寧な答えていただいで、四つのパターンがあるそうです。

一つのパターンは、その船長の、ならず者船長ですよ、その旗国と日本が協議をして、この旗国に、要するに自分の旗国の権利を放棄させるんだそうです。そうするとこの船はどうなるかという、無国籍船になりますから、無国籍船は我が国だろがどこの国がもう自由に検査できるというのが一番目のパターン。

二番目は、この船というのはどこかにいざれ寄港するんですよ、しなかつたら生きていけないわけですから。これが、例えば今言った旗国、自分の国に戻れば、これはもう旗国が国連決議において検査しなければいけませんよと。旗国じゃない第三国に行った場合も、国連加盟国であつたら、これは国連決議の網がかかっていますから、絶対に検査するんですよ。

私は最後に聞いたんですよ。では、国連加盟国以外のところに寄港したらどうなんだと。そうしたら、国連非加盟国というのは世界に一つしかない。パチカン市国なんですね。これは内陸国で、海がないんですよ。だから、このパチカン市国に寄港する可能性もない。本当に私はつくづく感心しました、よくできたものだ。こんな机上の論議でいろいろな場合分けをしても、最終的には貨物検査ができるというところにこの国連決議、そして今回の貨物検査法というのはスキームとして網がかかっているんですよ。すばらしいんですよ。

よ。
そこで、これだけすばらしいスキームをつくったわけですけれども、じゃ、この一年間で世界の七つの海、このすべての海でどれだけ貨物検査の事例があったのかと聞いたら、これは私が答えますね、たったの四件なんです。これはどういうことかというところ、結局は、もう海に出ちゃった、公海に出ちゃった、そこで一々旗国の同意を取りつけて検査に行くなんてことは実際上はできないわけですよ。

となると、これはもとに戻りますけれども、国連決議とそして検査法の立法趣旨、制度趣旨というの、あくまでも、私が先ほど何点か述べた国際的な抑止力をもって、まずは未然に防ぐ。そして、重要なことは、これは外交のさまざまなルートを使って特定貨物の情報を入手していくんだと。そして、先ほど申し上げた四件というのは、検査は海で行われていません、すべて港なんです。やはり水際で処理をしない限りには、実はこの特定貨物を物理的に移動させることは防ぐことはできないわけです。

ですから、西村さん最後に、これはある意味決意表明で聞きたいわけですが、この国連決議ができました。一年たっていますけれども、当然、各国との連携、協調というのは深まっているだろうし、北朝鮮の特定貨物に対する国際的な圧力、プレッシャーをかけていく機能性というのは十分に機能しているんだと思いますし、それに対する意気込みをどうかお聞かせください。

○西村大臣政務官 黒岩委員から、安保理決議一八七四違反として貨物検査が実施された事例が幾つあるのかという御質問通告をいただいておりますので、制裁委員会を通じて確認しました。五件でございます。

それで、我が国は、国際社会が国連安保理決議一八七四の着実かつ全面的な実施が重要であるという立場から、これまでも制裁委員会における情報交換、議論等に非常に積極的に参画してきております。

また、政府としては、さまざまな機会をとらえて、今回の安保理決議一八七四を受けての諸外国の対応についても、関係国や国連との間で意見交換や情報収集を行ってきております。これはもう非常な量のものがありますけれども、実際に検査等の措置を実施するに際しても、対象船舶及び積載貨物に関する情報の交換を含めて、外交ルートを通じて各国と緊密に連携し、協力していくこととなりますし、また、そうしていきたいというふうに考えております。

今後とも、関係国との緊密な連携、そして関係省庁との連携、これが非常に重要であるというふうに認識しておりますので、今回の法律を受けて、またこの連携を密にし、そして着実な履行に全力で努めてまいりたいと考えております。

○黒岩委員 力強い御答弁、ありがとうございます。

政府に対しては、毅然たる北朝鮮に対する態度を心からお願ひ申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○川内委員長 次に、川島智太郎君。

○川島委員 皆様、おはようございます。きのうは遅くまで本場に御苦労までございました。民主党の川島智太郎でございます。

本日は、初めての質問となります。このような機会をいただきまして、心から御礼を申し上げます。次第でございます。初当選以来少々時間がたつてからの質問となりましたが、どうぞよろしくお願ひいたします。また、前原大臣初め政務三役の皆様方には、連日本当にお疲れさまでございます。

きょうはまず、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めの件について、幾つかの御質問をさせていただきます。

平成十六年の通常国会にて成立した特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法により、特定船舶の入港を禁止する措置をとることを可能とし、その後、平成十八年七月五日の北朝鮮による弾道ミ

サイル発射、同年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表があり、平成十八年十月十四日から、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づき、北朝鮮船舶すべての船舶の入港を禁止する措置を実施したところであります。

そして今般、政府は、現在の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、引き続き今回の措置の延長になったものだとして理解しておりますが、改めて、本措置の目的と、北朝鮮に対して具体的にどれくらい効果があるのか、またはその評価について大臣の所見をお伺いしたいと思っております。

○前原国務大臣 川島委員にお答えをいたします。政府といたしましては、北朝鮮籍船舶の入港禁止措置を講ずることによりまして、北朝鮮に対し、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けた具体的な行動を求めることが我が国の平和及び安全の維持のために特に必要があると認め、本措置を講じているところでございます。

入港禁止措置の効果につきましては、本措置とあわせて実施しております北朝鮮との輸出入禁止措置など、これまで実施してきた各種措置を通じて、我が国と北朝鮮の間の人、物、金の往来は相当程度縮小してきておりまして、北朝鮮の厳しい経済状況をあわせて考えた場合、北朝鮮に対して一定の効果も及ぼしているものと考えております。

○川島委員 本措置は、北朝鮮に対する我が国の姿勢の一つだと思っております。対話と圧力ということがよく言われますが、対話をするためにも圧力が必要です。そのための、本措置が実効性を伴わなければなりません。

そこで、本措置が施行されて以降、北朝鮮から本措置の解除について要請があったかどうかをお伺いしたいと思います。

○西村大臣政務官 端的にお答えいたしますと、そのような事実はございません。

○川島委員 今回の措置が北朝鮮に効果があるとは言えないのかもしれないですね。今後において、大臣のお考えを再度お聞きしたいと思います。

○前原国務大臣 済みません、もう一度ちょっと質問を。申しわけありません。

○川内委員長 質問をもう一回言っていただけですか。

○川島委員 今、結局、北朝鮮の方から要請がなかったという話だったので、効果がなかったんじゃないかと私は考えるんですよ。だから、そういった意味で、また今後どういうような形でこの問題に当たるのか、大臣のお考えをお聞きしたい。

○前原国務大臣 失礼いたしました。

効果が無いわけではないと思います。つまりは、効果があっても、北朝鮮が効果があると認めるといことは、彼らにとってはメリットもつづけるし、また屈辱的なことであるわけで、効果があつたとしても言っていない、そういう外交がずっと北朝鮮はやってきたんだろうと思います。

我々としては、国際的な協調の中で、こういった毅然とした姿勢をとり続けて、そして北朝鮮にメッセージを発し続けるということが大事であると思っております。先ほど御答弁いたしましたように、北朝鮮の厳しい経済状況を考えると、一定程度の効果はある、そういう強い意思を持って続けることが大事である、このように考えております。

○川島委員 ありがとうございます。

実効性の確保という観点から、さらにお尋ねしたいと思っております。本措置の目的である経済制裁の実効性を確保するために、現実問題として、関係各国との協力が重要であると考えられます。北朝鮮をめぐる問題は、一国では解決いたしません。例えば、今回の措置の延長によって、北朝鮮は引き続き日本の物資の輸出入ができないこととなりますが、第三国を経て迂回することで、実質、物資の輸入はで

きるわけで、まず、こうした事例を確認できているかどうかをお伺いしたいと思います。

○高橋大臣政務官 川島委員にお答えしたいと思います。

北朝鮮との輸出入については、第三国経由のものも含めて禁止をしているのは御存じのとおりでございますけれども、国内の事業者に対して、迂回輸出入が外為法違反であることの周知というのは徹底をしております。ところが、違反と知りながら、偽装して北朝鮮との輸出入を行う事業者というのがあるのも事実でございます。取り締まりにつきましては、警察、税関等の関係機関と連携をしまして、厳格に対応させていただいております。

ただ、過去に、最近でも、ミサイル運搬が可能なたんクローリーの違法な迂回輸出入をしようとしたものがありまして、こういうものを防止したりとか、あと、化粧品などのぜいたく品を不正輸出した事業者などを摘発しております。ウニとかアサリとか、そういうものについても北朝鮮から不正輸入をしようとしているところがありましたけれども、こういうところにつきましては、行政制裁を実施して、北朝鮮だけじゃなくて、ほかの国にも輸出入が何年かはできないような、そういう厳しい措置も実施をしております。

それと、アジア諸国の輸出入管理関連部局及び産業界に対してセミナーを行いまして、日本はこういう第三国経由で輸出入ができないということも、そういうところにお知らせをさせていただいております。連携強化をさせていただいております。

政府としましては、これらの措置を総合的に講じまして、北朝鮮との間で違法輸出入が行われることがないよう、今後も関係省庁と連携をさせていただきますというふうに思っております。

○川島委員 ありがとうございます。

きのう韓国の各紙が、韓国海軍の哨戒艦天安の沈没原因について調査している軍と民間の合同調査団が、沈没海域で、中国、旧ソ連などの旧共産

圏製と見られる魚雷のスクルー破片を発見したと報じております。さらに、朝鮮日報は、北朝鮮による魚雷攻撃を裏づける決定的な物証が確保されたとして、韓国政府が、二十日の最終調査結果発表後、対北朝鮮制裁に着手する方針と伝えております。

そこで、こうした情報について、関係各国の協力という観点から、韓国政府またアメリカ政府から何らかの情報提供を受けているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○西村大臣政務官 お答えいたします。

韓国哨戒艦沈没事案に関してでございますが、本件事案については、韓国、米国と緊密に意思疎通を行っているところでございます。

十六日に、日中韓外相会談が開催をされましたけれども、その際に行われました日韓外相会談におきまして、柳明桓外交交通商部長官から岡田外務大臣に対して、調査の現状等について説明がありました。その内容について申し上げます。相手国との信頼関係にかんがみて差し控えたいと存じますが、緊密に意思疎通を行っているということとは申し上げたいと思っております。

○川島委員 済みません、そうすると、我々の知らない情報が今かなり流れてきているということ、よろしいんでしょうか。

○西村大臣政務官 お答えいたします。

我々のおっしゃいますけれども、そこはどこまで御承知かという問題もありますし、緊密に意思疎通を行いつつ、そしてやはり日米韓で連携をしていくことが大事であろうというふうに思っていますので、その点は常に確認をできているというふうに考えております。

○川島委員 ありがとうございます。

次も、実効性の確保ということに関連してですが、我が国の沿岸水域の監視体制についてお伺いしたいと思います。

我が国は、四方を海に囲まれ、日本海を挟んでロシア、北朝鮮、韓国、そして東シナ海を挟んで中国と、大変重要な海域に面しております。海上

における安全、安心の確保は、海上保安庁が一義的に担っていると思っております。

そこで、本特措法により北朝鮮船舶の入港が禁止されている現在、密輸などによる物資の運搬などが懸念され、海上保安庁による警備体制も強化が引き続き必要であると思われまます。本特措法が施行されて以降、北朝鮮船舶、あるいはそうと思われる船が確認された例があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

北朝鮮船舶の入港禁止措置がとられた平成十八年十月以降、北朝鮮船舶が我が国の港湾に入港した実績はございません。

ただ、荒天時の避泊等を理由として北朝鮮船舶の船舶が我が国の領海内に入域した、緊急入域と言っておりますが、この事案が十三件ございまして、これは、例えば台風を避けるために島陰などに錨泊をするといった事案でありまして、これに対しては直ちに巡視船艇を派遣して、立入検査を全部実施しております。いずれの事案においても特に異常は認められませんでした。

それから、それ以外にも、過去に北朝鮮に寄港したことのある船舶等北朝鮮とかかわりがあると考えられる外国籍船舶に対しては、適宜立入検査を実施しております。今後ともこういう対応を継続してまいりたいと考えております。

○川島委員 ありがとうございます。

それでは、拉致問題や核、ミサイルといった北朝鮮に関する諸懸案事項についてですが、私は、こういった問題を解決するために本措置があるという理解しております。ただ、新聞やテレビなど報道を見ても、ここ数年、どうも膠着状態というか、余り進んでいないようにも思えますが、大臣はどのように考えておられますでしょうか。

○前原国務大臣 政府といたしましては、二〇〇二年の九月に日朝間で交わした日朝平壤宣言にのっとり、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決をして、不幸な過去を清算して国交正常化を図るという方針には全く変わりはない

いけません。したがって、この諸懸案の一日も早い解決に向けて具体的な行動を北朝鮮から引き出さなければいけません。そのためには、我々の強いメッセージというのが必要であり、膠着状況と言われまますけれども、この入港禁止あるいは経済制裁の措置等ととり続けていくということが私は大事だと思っております。

またあわせて、国連決議の実行をしっかりと国際社会で行っていくということと、あとは、韓国の哨戒艇の爆破、沈没の問題で不透明ではありませんけれども、六者協議というものをしっかりと大事にしなごら、多国間の協力体制の中で北朝鮮のさまざまな問題について解決をしていくということでございます。私は、ここは辛抱、粘り強さ、そして一貫した毅然とした態度が必要ではないか、このように考えております。

○川島委員 昨年より政権が変わり、前政権を踏襲するもの、またそうでないものがあると思えます。新政権として北朝鮮の問題にどのように対峙していくのか、国土交通大臣としての大臣の決意を最後にお聞かせください。

○前原国務大臣 重ねて申し上げます。この北朝鮮に対する姿勢というのは、私は政権交代で大きく変わるといえるものではないと思っておりますし、何よりも、国連決議というものがあって、そして国際社会で連携して対応していこうということになっていくわけでありまます。

もちろん、日本特有の問題、地政学的に日本が置かれている厳しい状況というのはありますけれども、なおさらこの国連決議というものをしっかりと守り、だからこそ、きょうこうやって議論していただいておりますけれども、国連決議に基づいた措置というものを延長させていただき、そして日本としての意思をしっかりと伝え続けるということ、そしてまた、六者協議などの場を通じて粘り強く、日本の立場をしっかりと主張しながら解決をしていく、その姿勢が何よりも重要だと私は考えております。

○川島委員 どうもありがとうございます。

特に拉致問題などは、残された家族にとつては、一分一秒を争う、一刻も早く解決をしなければならぬ問題だと思っております。政府としても、また我々政治家全体で全力で取り組んでいかなければならない問題と思っております。以上で質問を終わります。どうもありがとうございます。

○川内委員長 川島智太郎君の質疑を終了いたします。

次に、岩屋毅君。

○岩屋委員 自民党の岩屋毅です。

川島智太郎委員は私の別府の後輩でございます。活躍を期待しております、別府が続きます。

前原大臣、私、やはりこれはタイミングを失していると思えますよ、きょうようやくこの法案の審議をして、採決まで行くことですので。

事の起りは、言うまでもない、二〇〇六年十月九日に北朝鮮が核実験をやった。国連決議一七一八ができた。二〇〇九年五月二十五日、二回目の実験があった。それを受けて、これは日本のイニシアチブだったんですね、日本のイニシアチブでこの決議一八七四というのが六月十二日にできた。これを受ける国内法を早くつくらないかぬという事で我々は案をつくって、当時国会に出して、衆議院は通過したけれども、審議未了、廃案ということになったわけですね。

本日は、この種の法案というのはいり間髪を入れずにつくって、北朝鮮に対して、国際社会に対してメッセージを発する、日本が言い出しっぺなんですから。そういう意味でいうと、いろいろな政局事情とか政治環境とかありましたけれども、やはりこういうことは与党も野党もない、一致協力して、早く、迅速に対応することが大事だとは思っていないかということ、私は非常に残念に思っているところであります。政府もようやく、政権交代して案を出してこ

れた。我々は前の案を衆法として出して、今並んでいるわけですが、はつきり言うと、違ひは二つしかないわけですね。法律の名前と、我々で言うところの九条二項、自衛隊の関与をはつきり書か書かないか、この二つの違いしかないわけで、わざわざそこを変える必要があったのかなと。政権交代したから、やはりまるっきり同じじゃないかぬ、名前も変えないかぬ、どこかいじらなないかぬ、こういうことだったのかもしれないが、そういうのも小細工なんであって、私は、法律の趣旨がほとんど一緒だということなら、そのまま早く通すということでもよかったです。かなと思えます。

要は、違ひは二つしかないで、それを中心に聞くしかないわけですが、法律名から北朝鮮という国名を削除した理由は何ですか。

○三日月大臣政務官 お答えいたします。委員も御指摘いただいたように、この法案は、安保理決議第七百十八号及び第八百七十四号が、国連加盟国に対し、法案に言う北朝鮮特定貨物の検査その他の措置を要請し、北朝鮮との輸出入禁止品目が発見された場合の押収、処分等を義務づけていることを受けて、同決議を履行するために必要な法的整備するためのものであり、そのような法案の基本的性格を明確化するための名称をつけさせていただいたということでございます。

○岩屋委員 だから、法案の性格というものは、まさに、北朝鮮の特定貨物というものをきちんと検査せないかぬ、これが法案の性格という趣旨なわけですから、最初の法律の名前、今の衆法の名前、北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案というのでいいんじゃないですか。なぜ決議を引かなきゃいけないんですか。

○三日月大臣政務官 委員の御主張、御意見は承りますが、委員もいみじくも御指摘いただいたように、安保理決議に基づく北朝鮮特定貨物の検査その他の措置について定めるための法的措置であるという性格を、私たちは政府の意思として明確

に示させていただいたこととございます。

○岩屋委員 それでは聞きますが、これまで、特定の国連決議を主題にした立法例というのは過去にありますか。

○西村大臣政務官 お答えいたします。過去においては国際連合決議等という文言が入った法律もございますが、今回の貨物検査法案のように、法律の名称に特定の国連安保理決議の番号を用いた法律はないと承知しております。

○岩屋委員 そうでしょう。だから、過去に例があるのは、国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律というのがあ

るだけなんです。こういう決議の番号を引用したというのはないので、なぜそこでそういう無理をするのかなと私は疑問に思っているわけですよ。

本法案というのは時限立法じゃないですよ。北朝鮮をめぐる情勢、この北東アジア周辺の情勢というのは、これからも大きく変わる可能性がりますよ。さつきも質問に出ていました韓国船事案というのもあるし、場合によってはまた新たな国連決議というものが採択される可能性が。私はかなりその可能性は高いと思えますよ。

もしもですよ、仮定の話で恐縮ですが、韓国船の沈没というのか撃沈というのか、この事案に北朝鮮の関与が疑わしいということになったときに、新たな北朝鮮に関する制裁決議というか国連決議というものが採択される可能性が高い。そのときはどうするんですか、この一八七四という番号を引用した法律は、そのときに変えるんですか。

○三日月大臣政務官 本法案に言う北朝鮮特定貨物の検査等につき、委員も言われたように、今後事態が変化をし、新たな国連安保理決議が採択された場合には、まず、今御審議いただいておりますこの現行法案の改正の要否について、必要であるのか必要でないのかということについて精査させていただきますことになると思いますが、法改正が必要となる場合であったとしても、現行の御審議

いただいている法案の名称、「国際連合安全保障理事会決議第七百七十四号等を踏まえ」と定めさせていただきますところから、現行名称を変更することなく対応することが可能であるというふうに考えております。

○岩屋委員 それは、やるのが一緒なら、法律の名前がどうであろうが変えなくてもいいというのはそのとおりですよ。だけれども、変わってくる可能性がある、新しい決議が出てくる可能性がある、それが積み重なっていく可能性があると

いうのがわかっていながら、こういう法律名をわざわざつける必要はないんじゃないの。

北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案というのがきちんとあれば、決議が出てきたからといって一々慌てる必要もないわけで、そう思いませんか。

○三日月大臣政務官 委員の御指摘、御意見は拝聴したいと思うんですが、今いみじくもおっしゃったように、この現行法案に基づく措置内容というものが変わるのか変わらないのかということについて精査をさせていただくわけでありまして、そういう意味において、私たちは、この名称が「七百七十四号等を踏まえ」ということで、ある程度の広がりを持って定めさせていただいていることと対応可能だということに思っております。

○岩屋委員 だけれども、船舶検査という活動に目的を限定した法律なわけですから、北朝鮮に対する制裁内容がつけ加わったとしても、この法案の趣旨、性格というのはそう変わらないはずなんです。まあ、いいです。そのことを指摘しておきたいと思えます。

このように、法律名をわざわざこういう形に変えた、法律名の中から北朝鮮という国名を外したという政府の、鳩山政権の意思決定、あるいは与党内の意思決定は、どこでどういうふうに行われたんですか。

○三日月大臣政務官 これは、与党を経験され、連立政権も御経験された委員であれば十分御承知

だと思ふんですが、当然のことながら、与党三党で議論を積み重ねて、その結果、現政権の中で議論をして、閣法として現行法案を提出させていたのだということでございます。

○岩屋委員 我々は、自公政権のときは、安保に關する与党P.T.というのをつくっておいて、それは本だけに議論を詰めていきましたよ、すり合わせを。

当然、御承知のように今政務官はおっしゃったが、連立与党三党がそういうコンセンサスづくりをしつかりやっていると見えませんよ。あの普天間問題なんて、何ですか、あのさまは。今日この段階に至っても与党内のコンセンサスすらつくれない。だけれども、これについては、じゃ、コンセンサスがしつかりできたというわけですね。与党の中のこういうレベル、内閣の中のこういうレベルで話し合つて、この法律名を変更するということになったんですか。

○三日月大臣政務官 法律名の変更にして、その内容の決定にして、与党内の議論、そして政府内の議論、これは、その時々、それぞれの会議においてしつかりと決定をさせていたとき、結果、閣議決定をし、閣法として提出をさせていただいているということでございます。

○岩屋委員 何か手順を今説明したただけであつて、どこでだれがいつこの意思決定をしたのかというのを私は聞きたかつたわけですよ。後で、きょうは辻元副大臣にも聞かせていただきたいと思つております。

法律名から北朝鮮というのをわざわざ外したというところに、私は、何か外交的配慮というものがもしかしてあるのかな、だとしたらそれは余計な配慮だな。これは、あくまでも制裁法案なわけですね。メッセージを明確にターゲットに向かつて出すということが大事なんであつて、そういう意味では、わざわざ国名を外しているということにどういう意図があるのかな。

先ほど前原大臣は、拉致問題というか対北朝鮮方針について説明されましたが、対話と圧力、こ

れまで北朝鮮に対して我々はそういう方針で臨んできたんですけれども、鳩山政権の対北朝鮮基本方針は何か我々のときと変えたところがあるんですか。違ったものが何かつけ加わっているんですか。もうちょっとやわらかく北朝鮮に対応せないかぬ、こういうことなんでしょうか。

○三日月大臣政務官 委員の御主張は御主張としてしつかりと承りたいと思ふんですが、先ほど前原大臣が答弁されましたように、決して現政権として変えたことはなく、かつ、この法律案については、北朝鮮という国名を削除したことについては、安保理決議千七百十八号及び千八百七十四号が各国に対して要請していることをしつかりと明確にするという意思を持って決めさせていただいたということでございます。

○岩屋委員 事の経過からして、前政権が北朝鮮という国名をつけた法律を出して、国会で、衆議院は通過をして、だけれども廃案になった。鳩山政権にかわつて、それを名前を変えて出し直したという経緯は、北朝鮮当局はもとより、変な話、国際社会にオープンになっているわけですから、その経過を考えると、やはり北朝鮮に対するメッセージ性というものは弱まったんじゃないですか。なぜわざわざそういうことをしたのかというのが我々の疑念の一つです。

もう一つの違いは、冒頭に申し上げたように、これは二つしか違いがないんですね。衆議院といふか、前の法律の中にあつた九条二項、九条とかが、何か憲法の話みたいですが、そうじゃなくて、この法案の中の九条二項を削除しているわけですね。

確認していきませんが、九条一項で言う関係行政機関の中には、防衛省・自衛隊というのは、当然のことだと思ひますが、含まれているんですね。○三日月大臣政務官 今言われたように、本法案九条一項、政府が出しております法案の九条一項で言う関係行政機関には、防衛省・自衛隊というものも含まれております。

○岩屋委員 当然といえば当然ですが。

問題の九条二項ですね。九条二項を政府案ではわざわざ削っているわけですが、この九条二項というものがなくても、自衛隊法八十二条、「防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができない。」この自衛隊法八十二条の発動には全く支障がない、そういうふうなことを考へてよろしいですか。

○三日月大臣政務官 まず、委員も御承知のとおり、もしかしら見解が違ふかもしれないんですが、旧法案の第九条第二項ですね、衆法で出されております。これは、同法案による貨物検査等に関し、自衛隊が既存の法律に基づく措置を実施することがあり得ることを確認したものであるというふうなことを考へておりました。私たちは、それを設けなくとも、北朝鮮に対する輸出入の物品をしつかりと貨物検査という方法、その他の手法により制限することは可能だ、したがつて、法的効果の面において何ら問題はなく、同じであるというふうな考へておりました。今御指摘のあつたような自衛隊法に基づく海上警備行動その他自衛隊の任務や権限に変更が生じるものではないというふうな考へております。

○岩屋委員 前の政府案、だから、今で言う衆法ですね、前の法律案をつくる時、自民党の中の部会の最初の議論から私は参画をいたしました。もちろん中谷委員も、みんなそうです。そのときに議論になったことは、やはり北朝鮮の船舶を検査するに当たつては、海保の活動と海自の活動がシームレスで直ちにつながつていくんだぞという形の法律にしないと、これはなかなか実効性が上がらないのではないかと、そういう問題意識を持つて我々はあの法案をつくつたわけですよ。

だから、政務官がおっしゃるやうに、法的効果というのは確かに変わらない、そういう説明がもしもありませんが、法の持つ効果というのは、この九条の二項があるかないかで私は違ふというふうな認識をしているんですよ。もともと議論の出発

点がそうでしたからね。だから、我々はあえてそこに書いたわけですよ。海保の活動と海自の活動はシームレスに続いていくんだぞということを明示することが大事だという認識で前の法案を書いたわけですね。そこはぜひ政府においても理解をしておいていただきたいと思ひます。

つまり、北朝鮮の特定船舶の検査に際しては、必要とあればいつでも自衛隊を活用する用意が日本国にありますよ、このメッセージ性が法の持つ効果なんですよ。だから、これを、法的な効果は一緒だ、書いていても書いていなくてもできることは一緒だ、だから外すんだという政府の判断は、私は適切ではないと考へているわけですよ。これもさつきの法律名と一緒のように、法の持つ効果、メッセージ性を減却させている、こういう認識を私は持つておられるわけですよ。

北朝鮮という相手の船舶を検査する、これを実効性あるものにするためには、やはり九条二項にあえてこれを書いておくということが必要ではないかなと思ふんですが、いかがですか。

○三日月大臣政務官 委員の御主張は御主張としてしつかりと承りたいと思ひます。

一 政務官として御答弁することに値するのかわかりませんが、私は、九条二項を定めなかつたとしても、法的効果は変わらず、法の持つ意図と効果も変わらない、何ら減じるものではないというふうな考へておりますし、この規定が置かれていくのか否かにかかわらず、今御紹介いただいた海上警備行動発令の要件に該当する場合には、防衛大臣が閣議に基づく内閣総理大臣の承認を得て適切に発令をされ、行動されるというもので考へております。

○岩屋委員 政務官の御主張は御主張として承りますけれども、私は、やはり最初の案文も、それは当然北朝鮮当局も国際社会も見ているわけだし、今度、鳩山政権が同じような法律を出してきた、あれ、何でもこの九条二項を削つているのかなと、やはり物事には事の経過というのがあるのかで、法的効果が同じだということだったら、より

メッセージ性の強い九条二項というものをぜひ生かしてもらいたいというのが我々の考え方でございます。

念のために聞きますが、二〇〇一年、不審船事案というのがありましたね、北朝鮮の不審船です。このとき当該船舶はどんな武器を携行してましたか。どういう形でそれを使用しましたか。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。

二〇〇一年の不審船事案でございますが、二〇〇一年の十二月に奄美大島の北西海域において不審船が発見されまして、直ちに私どもが巡視船あるいは航空機を発動させてこれをとめようといいたしました。停船射撃をしたり、それから巡視船二隻で挟み込みをしたりしてとめようとしておりましたが、そのときに向こうが突然ロケットランチャーとか自動小銃を撃つてまいりました。これに対して正当防衛射撃を実施したところ、突然爆発をいたしまして沈没したという事案でございます。

その後、翌二〇〇二年に沈没した不審船を引き揚げまして、陸揚げして、全部隅々まで調べました。現在でも横浜の資料館に飾っております。その際に調べた結果、武器は、携行型地对空ミサイル二機、ロケットランチャー二機、八十二ミリ無反動砲一機、十四・五ミリ二連装機銃一機、五・四五ミリ自動小銃四丁、七・六二ミリ軽機関銃二丁、手りゅう弾六個を保有しておりました。今でも飾っております。

この使用状況であります。先ほど申し上げましたように、突然ロケットランチャーと自動小銃を向こうは撃つてまいりました。ロケットランチャーの方は、我が方の巡視船を飛び越えてその先の海中に落ちておりますので、もしこれが直撃をされておいたら大変な被害だと思っております。

それから、自動小銃の方は、巡視船のうち「あまみ」という一隻が型が古くて防弾になっておりませんので、船橋を攻撃されて三名負傷しております。これは、たまたま向こうの船が小さくて

こちらの船が大きかったので、斜め下から撃ち上げるような状況になりましたので、天井に当たった弾が、破片が刺さって負傷しております。これも真横から撃たれておたら大変なことになっておったと思っております。

したがって、我々としては、これを貴重な教訓として、その後の不審船対応の巡視船等の整備に当たり、防弾等の高性能化をきっちりと図っておるところでございます。

○岩屋委員 でしたよね。だから、本場に特定貨物を北朝鮮が積んで、核関連物質とかいうものであれば、やはりかなり重武装している可能性もあるわけで、だから、もちろん海保がまず対応するけれども、自衛隊もしつかりと、いつでも出ていく用意がありますよということをしつかりメッセージとして伝えておくことが、検査の安全を確保することにも、実効性を確保することにもつながるということで、私はきちんと書いておくべきだと思っているわけです。

時間がなくなってきましたので、きょうは、辻元副大臣、ある意味では社民党を代表して今政府の中で活躍をしておられるわけですが、私、ちよつと心配しているのは、社民党さんはどうしても自衛隊の活用について消極的で今までずっとこれたですよ。だけれども、政府の中に今入って、与党を同じく構成しておられるわけであって、今回の一連の法律の書きかえ、一連と言つても二カ所しかないわけですが、こういうところにも、もしかして社民党さんの意見というのは色濃く反映しているのかなということもちよつと私は心配しているんですが、その点についてはいかがですか。

○辻元副大臣 今、岩屋議員がおっしゃった自衛隊の活用について消極的というよりも、正確に申し上げましたら、抑制的という言葉が妥当かと思えます。自衛隊はあらゆる面で軍事組織ですので、どの国家も抑制的であらねばならぬということとは万国共通だと思っております。

その中で、今は三党連立政権ですので、三党の

中でそれぞれの党の立場を主張し、政権運営をしております。しかし、岩屋委員と私は同期だと思えます。当時は、自社さ政権でございました。自民党との隔たりより民主党との隔たりの方がずっと近いので、自社さ政権よりもやりやすいなと思っております。

○岩屋委員 自社さ政権のときは、僕は浪人しておりました。幸いに、あの自社さ政権というわけのわからないものには参加せずに済んだわけでございます。

辻元副大臣、じゃ、例えば現在も自衛隊が派遣されているPKO活動、それから海賊対策などについて、社民党さんとしてはどう評価しておられますか。

○辻元副大臣 個々の事案について、プラス面もあれば反省すべき点も、それぞれの海外に対しての自衛隊の活動については、しつかり検証しなければいけないと思っております。

しかし、今は、法治国家ですので、その中で海賊対処法やPKO関連の法律は現在機能しておりますので、その機能している法律の範囲でしつかり活動していくことだと考えております。

そういう中で、特に海賊対処につきましては、ソマリアという厳しい気象条件であったり、それから周辺状況である中で、海上保安庁の職員やそれから自衛隊の皆さんは、本当に緊迫した中で厳しい仕事をこなしていただいていると考えております。

これは、連立政権になりましたので、前政権のときに反対した法案であっても、法律として成立している限りにおいては、行政を預かる者、それから国会議員として、その法律の範囲でしつかりとした任務を行っていくというのは常識かと思えます。その法律について、好きだとか嫌いだとか、反対だとかということ、仕事としてきつちりと法律の範囲でこなしていくことを預かるということとは別だと考えています。

○岩屋委員 自民党は今度、自衛隊による国際貢献のための一般法というのをまとめて、中谷さん

が責任者になって国会に出します。

やはり、事態が起こるたびに特措法、特措法で、どたばたどたばた対応する、期限が切れたら船を戻してくる、また出す。これは、鳩山政権はどうとう引つ込めましたけれども、こういうことをやっておったのでは、なかなか有効な国際貢献はできないし、国際社会の信用も得られないと私は思っている。社民党さん、今与党を構成しているわけですから、自衛隊の活用についても、必要とあらば積極的な対応をしつかりしてもらいたいと思っております。

時間になりましたが、こういう法律名を変える、それから九条二項をわざわざ外すという措置は我々は余り評価できないな、かえってそのメッセージ性を弱くして、不十分なものにしてしまったなという認識を持っているということ指摘させていただきます。私の質問を終わりたいと思いません。

ありがとうございました。

○川内委員長 次に、福井照君。

○福井委員 尊敬する川内委員長のチェアで国土交通委員会に質問させていただきますことを大変誇りに存じておる次第でございます。

昨日の本会議、ちよつと穀田先生、現在いらつしゃいませんけれども、絶対に審議には出席される共産党さんから率先して退席をされたということ、これはどれだけ重大なことかということ、ぜひ与党の皆様方にも御認識をいただきたいということ、これをまず申し上げさせていただきます。

きょうは、ざつくり言いまして、貨物船の臨検と万景峰号ということですが、当然、拉致問題の解決というのも行政目的に入っているということ、担当大臣ではいらつしゃいませんけれども、しかし、きょう審議していただいている法案と承認の件の本質的な目的でございますので、その本質について前原大臣の御答弁をいただきましたというふうな思っております。

六月十日、緊急国民集会・大行進ということ

で、「すべての拉致被害者をすぐに返せ！ いまこそテロ国家北朝鮮に全面制裁を 緊急国民集会・大行進」というのがなされます。いまだに帰ってこれない拉致被害者の皆様方を一日も早く帰そうということで、国民的には活動を続けておるわけでございます。

前政権のときには三つございまして、御存じのとおり、前原大臣も本身に身を賭してこの問題に取り組まれてきました、被害者の安全確保と帰国、そして拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引き渡し、この三要件、これをずっと旧政権は続けてきたわけですが、この基本方針、拉致問題における今後の対応方針を引き継ぐのか引き継がないのか、忘れてしまったのか、議論しているのが現状なんです。

そこで、前原大臣にお伺いしたいのは、もうずっと政治家として取り組まれてきたこの拉致問題について、担当大臣ではありませぬけれども、こうやって対話と圧力のツールを持つていらつしゃる大臣として、両方あります、フォーマルとしてもインフォーマルとしても。閣内でどんな議論が今なされていて、今までの八カ月、何が議論されて、今何をされようとしているのか、御紹介いただければ幸いです。

○前原国務大臣 福井委員にお答えをいたします。拉致の問題というのは、これは政権が変わろうがかわるまいが、人権が侵害をされる、テロでございまして、許されるべきではない。そして、御家族の方々を含め、一日も早い帰還を願っておられるわけでありまして、前政権から努力をされてきたことを政権交代後もしっかりと引き継いで問題の解決に当たるといのが基本的な考え方でございまして。

したがって、中井国家公安委員長をまた拉致担当の内閣府の特命担当大臣として任命をし、そこを中心にして、この問題については引き続き取り組みをしているところでございまして、前政

権から変わることはございませぬ。引き続きこの問題についてはしっかりと取り組んでいかなければいけない、そういう思いを持ってまいります。

○福井委員 恐らく、ここでは明らかにできない水面下のいろいろな活動をしていただいているものと信じさせていたいただきたいというふうに住じます。

そこで、北朝鮮の軍事情勢ですけれども、北朝鮮は経済が非常に困難な状態にある。しかし、軍事に資源を重点的に配分して、特に非対称の軍事能力、特殊部隊十万人規模、核と弾道ミサイルを装備しているという状況、そして、ますますその膨張圧力を強めているということなんです。

戦後、アメリカによって日本から奪われたものは、大きく言って二つあると思っております。一つは大日本帝国憲法第一条、要するに国体の本質そのものの天皇陛下のあり方、そしてもう一つは地政学だと思っております。

この前、決算行政委員会の間だけさせていたでいて、お答えをいただいたんですけれども、ちよつと生煮えだったんで、もう一回だけ、もう一答だけしていただきたいのは、地政学で、軍事、戦争といましようか、国の全体の行動をするときに、七段階に分かれているというふうに言われております。六段階目から、上の方からいきましたと、政策がある、ポリシーがある。そしてその下に大戦略がある、グランドストラテジーがある。そして軍事戦略がある、ミリタリーストラテジーがある。そしてその下にオペレーション、作戦がある。そしてその下にタクティクス、戦術があつて、最後にミサイル、戦車等の技術がある。この六つのレイヤーがある。その六つのレイヤーをはるかに超えて一番大事なのが、リーダーの世界観、ビジョンであるというふうに言われております。

これは世界の常識で、リーダーの世界観、日本人とは何なのか、日本をどこに持っているかというところか。チャーターはイギリスをあそこに持っているかとした。いろいろな国のいろいろな

指導者がこの世界観を持ち、そして歴史認識を持ち、時代認識を持ってすべての政策を実行し、そして国全体として一丸となって頑張ってきたという歴史がある。

今、支持率云々は言いたくないんですけども、どうして国民全体が不安に駆られているかというの、この世界観だと思っております。鳩山総理の世界観に不安を潜在的に、潜在意識として感じている、ここにあるんです。常時駐留なき安保、これは理想かもしれない。しかし、理想とリアリズムがうまくバランスしていただいているリーダーのしっかりとしたビジョン、世界観があつてこそ国民が安心できるんだということをこの前申し上げたかたんです。

ですから、地政学上の日本の位置、沖縄の位置、そして今この瞬間の時間帯の位置、アメリカとの戦後の歴史、そして中国が今膨張しようとしている、そして北朝鮮も膨張しようとしている。中国は、世界の歴史上、人類史上初めて陸軍も世界一、海軍も世界一という国を今どうも目指しているらしいというときに、民主党さんには申しわけないですけども、大テレゲーションで中国に小沢さんを筆頭に行かれた。あるいは、外国人に、海外に居住するお子様に子ども手当を差し上げる、朝鮮人学校の高校の無償化についてははっきりとした政府の方針がない。事ほどさうなんです。中国の属国にしようとしているのではないかと、半おそれ、半分冗談が、巷間、一般庶民の間でコミュニケーションとしてささやかれている。

こんな段階で、ぜひ前原大臣に、もう本当に個人的な見解で結構でございます。今、日本がどこに行こうとしているのか。鳩山さんはこういふふうにしよつとしていられるけれども、前原さんがプライムミニスターだったらこういふふうにしよつと思つていられるという地政学上の今の時代認識、もう一回、この前の続きで教えていただきたいと思つます。

○前原国務大臣 私がずっと安全保障を考えると

きに何を考えてやっていると、何を少しお話をしたいと思うのでありますが、日本の主権が脅かされる可能性のあるものというのは、私は大きく三つあると思つていられるんです。

一つは、テロであります。これはさまざまテロが考えられるわけですね。まさに第三国が入り込んで、原発をねらわれるかもしれない、あるいは薬品、薬剤を使われるかもしれない、あるいは生物兵器を使われるかもしれない、あるいはサイバーテロなんともいふものもあつて、日本の経済が混乱をすつていふようなこともあるかもしれない、あらゆるテロというものが考えられるということがまず一つ。

二つ目は、これは主に北朝鮮でありますけれども、日本を射程に置いているミサイルを持っている国が北朝鮮を含めて複数ある。このミサイルの攻撃にどう対応していくのかということが二つ。

三つ目は、島嶼侵攻含め、日本の主権が脅かされる。つまりは、日本はみずからの固有の領土だと言つていても、他国はそれは自分たちのものだと言つていられるところもあるわけですね。あるいは、日本が島だと言つていられるものについては、それは島ではなくて、したがつてそこから二百海里の排他的経済水域を認めない、こういうところがあつて、しかも、主権国家としては、こういった日本の主権をどう守つていくのかということをやつていかなきゃいけない。

私は、日本が今考えておかなければいけない安全保障の、日本の主権が脅かされる可能性があるのは主にこの三つだと思つていられる。では、この三つをどう守つていくかということで安全保障政策を構築していくということが大事なんだろうと思つていられる。

では、テロにおいて何が重要かという、一番大切なことは実は情報なんです。情報をいかに把握するのかがいふことが大事であります。つまりは、だれがやつていられるかわからぬわけですよ、テロというのは、あるいはどのような攻撃にさらされているかということ、例えば地下鉄サ

リンのときでも、あれはだれがやっているのか、あるいは使われた薬剤は何かということがわからなかったわけですね。

しかし、他国の例を見ると、未然にテロを防止しているというのは極めて件数は多くて、これは情報力の差と言ってもいいのではないかと私は思いますけれども。では、この情報というものについて、日本はどれだけの情報を持っているかというのと、私は極めてここは脆弱だと思っているんですね。例えば衛星について言えば、多目的収集の衛星がたった四基です。アメリカはペンタゴンだけで百基以上持っておりまして、定点観測しようと思つたら、当然ながら衛星は回りますから複数を組み合わせてやらなければならないし、じゃ、アメリカの衛星の分解能と日本の衛星の分解能は、これは大分差があるわけですね。ということ、そういうたいわゆる衛星情報も日本はアメリカやフランスから買っている。

ヒューミントという面についても、日本はもちろん、それは警察とかあるいは公安調査庁とか、さまざまな警察機能がありますけれども、イギリスでいうとM I 5、アメリカでいうとF B Iのようなものはない、またイギリスでいうM I 6やアメリカでいうC I Aのようなものはないということ、ヒューミントも極めて弱いわけですね。ということ、日本独自でそういったテロを未然に防止するための情報網とそれを防ぐだけの体制を整えられているかということ、なかなかそうはなっていない。

また、ミサイル防衛についても、やられた場合、ミサイル防衛網で何とか撃ち落とさなにかぬですけれども、撃ち落とせなかった場合にやり返す能力はないわけですね。専守防衛できて、今までは水際で防ぐということをやってきましたけれども、今や、遠くから飛んでくるものについて、やられてやり返す能力がない、あるいはその基地を攻撃する能力がない。

だからこそ、日本が持っている情報収集能力、あるいは盾の能力しか持っていないかつたら矛

の能力、こういうものを日米同盟関係でアメリカに対して求めていく中で日本の脆弱性を補完していくということが大事で、だから基地の問題にもつながってくるわけでありまして、基地の問題というのは、そういう意味では極めて重要な問題だということに私は思います。

また、島嶼侵攻やあるいは日本の主権が脅かされる場合にどういうふうに対処していくのかということになると、これは物量が物を言いますし、また、物量のみならず、装備の性能というのは非常に重要になってくるわけですね。例えば戦闘機でいうと、これから第五世代になってくるわけですね。ステルス性そして超音速で飛べるということところが大事になってきて、そういうものを備えられるかどうか。

ことしで恐らく中国は日本のGDPを抜くと思えますけれども、八年後から十年後は、恐らく日本のGDPの倍以上になっているだろうと思うんです。その中で、今まで二十年間毎年一〇%以上の軍事力を増強してきて、公表されている数字というのの恐らく倍以上じゃないか、実質公表しているものの上じやないかとペンタゴンなんかは分析しているわけですね。

そういうのがまさに日本の置かれている安全保障上の問題だという認識の中で、どういった対応策をとっていくのか。だから、日本の置かれている限界と制約要因、そしてそれをどのようにカバーしていくのかということ全体を体系的に考えながらやっていかなくてはならないと私は思っております。

そういう意味では、北朝鮮の問題というのも、拉致の問題も大事、しかし、やはり核やミサイルの問題というのも日本の安全保障に極めて切迫した問題で、例えば一発の核弾頭を積んだミサイルが撃ち込まれたら、日本の大都市に撃たれたら、それは相当、日本の経済的活動は数十年立ち上がれないようなものになる可能性が高いわけであって、そういう意味では、日本の限界、そしてそれを補う日米同盟関係の重要性というものを

もう一度確認しながら、しかし、日本の自立というか自前の能力も時間をかけて高めていくということをやりながら、交渉力を高めていかなければならない。

交渉というのは、結局、長くなって申しわけないですが、北朝鮮がなぜアメリカと交渉したかについて日本と交渉しないかという、それは、足元の能力というのをわかった上でやっているわけですよ。つまりは、日本というのは自前でなかなか安全保障もできていないね、アメリカに頼っているねという部分があるわけですね。だから、アメリカと交渉したら日本はついでにざるを得ないかと思つて、米朝交渉というのをやろうとしているというものもあるわけですね。

ですから、一朝一夕では変わらないけれども、それこそ十年後、二十年後に中国は日本のGDPの倍以上になっている可能性があつて、しかし、日本の主権を守つていかなければいけない中で日米安保をどうマネジメントしていくのかということ、日本独自の交渉力を高めるための国力増強のために何をしていくのかといったことを考えて、すべての政治を行っていくということが私は大事ではないかというふうに思っております。

○福井委員 ありがとうございます。

一言一言がもうすつと入つてきましたので、ぜひ、個人的には、普天間の問題も与野党を超えて大連立という考え方で解かなければならない、タックルしなければならぬというふうに私は思っているんです。ですから、今たまたま元防衛庁長官と並んでいらつしやいますけれども、石破さんも入れてもいいですけれども、ぜひ、この問題は、ちよんど年金のスウェーデン方式と一緒にすよね、与野党を超えて、政府と、国家と国民が約束事を交わすということ、社会保障があつた。だから、安全保障も同じだと思つてですね。ですから、もう与野党を超えて、今まさに大臣がおつしやつた、普天間の問題というのは安全保障のこれからの根幹であるから、与野党を超えて議論し、そして国家として決めましよう。だから

ら沖縄の方にも、ほかにそういう御迷惑をかけることがふえる方にも説得ができるというふうに思ふんです。これは個人的なことなんで、国対ベースでも国会ベースでもないんですけれども、そういう意味で、今、現状認識をいただきました。

もつと引いてちよつとお伺いしたいのは、ちよんどことは日韓併合百周年ということ、日本からいうと日韓併合ということなんで、半島と日本との歴史を振り返つて総括すべき、学者は学者で、そして政治家は政治家で議論すべき年に当たつてはいるんですね。

日本は、ちよんど文明が成熟したときに人口が減つていきます。縄文時代の後期、平安時代の後期、江戸時代の後期、それぞれ三回人口が減つていく。その都度、次の時代の新技術というのが大陸から半島を通じてやつてきて、それで次の時代、日本が発展するわけですね。

ですから、今、日本はインドのマーケット、中国のマーケット、マーケットはターゲットとしてあるんだけど、しかし、日本の中をこれから発展する、再生するために、半島と中国というのは非常に大きな役割を果たすというのは歴史が教えているところなので、大陸と半島の歴史、日韓併合百周年というこのタイミングを踏まえて、先ほどのコメントに加えて、三十秒ぐらいで、ちよんどもう時間もないので、総括をしていただければ幸いです。

○前原国務大臣 国土交通大臣としていつも私が申し上げているのは、公共事業の見直し、きのも金子委員と河川の問題について議論させていたいただきましたけれども、まさに福井委員がおっしゃる、人口も減つていく、しかも少子高齢化が進んでいく、これから社会保障に莫大なお金がかかってくる。毎年自然増で一兆円を超えるような社会保障費が積み重なつていくということですね。一兆どころじゃないですね、数兆円規模の社会保障費が、年金、医療、介護すべて入れると毎年毎年積み重なつていくということ。

他方、GDPの一・七倍を超える長期債務を日本は抱えている。この制約要因の中で日本がどう発展をし続けるかという問題は、まさに党派を超えて、国会議員すべてが知恵を絞って解決をしていかなくては行けない問題だと私は思っている。ですから、その中であって、発展し続けるアジアの成長を日本がどう取り込んでいくかということが私は極めて大事だと思うんです。

きのう外務省から発表していただいた、中国に対するビザの発行要件を緩和するということについては、いろいろな議論がありましたけれども、日中間の交流人口をふやしていく中で相互理解を深めるとともに日本の経済にも資するというようなことで、まさに人、物、金の移動というものをより大きくしていく中で、日本の制約要因を超越していくということも大事だと思います。

また、先般、閣議の前で関係閣僚が集まって、EPA、FTAをしっかりと進めていくということと、今、福井委員がおっしゃったように、一九一〇年から百年に当たることし、何とか日本と韓国の間で、今ちょっと交渉が停滞をしている、EPA、FTA交渉というのが前に進まない。そのため、これは向こうの外交通商部長からも評価をいただいたんですけれども、赤松農水大臣が韓国に行かれて、農産物についてEPAについて前進させる用意があると、今までの日本では考えられなかったということ向こうの部長はおっしゃっていた。

そういう意味では、それぞれの品目あるいはそれぞれの分野については抵抗があるかもしれないけれども、全体の、韓国にしたって少子化で悩んでいて、そして、このままでいくと人口減少、少子高齢化と日本と同じような状況が生まれてくる。この日本と韓国の市場というのを一体化する中で、お互いがパイを広げて人や物、金の行き来を大きくしていく中で、また日韓のみならずほかのところにも広げていく日本の価値を高めていく、そして制約要因を超越していく。こういった経済面での、あるいは通商面でのグラウンド

デザインも一緒にやっていかないと、日本がこれから安心して社会保障も提供されて、経済も発展していくということ、なかなかナローパスじゃないかと私は思っております。

そういう意味では、ことし、そういったアジアの成長を取り入れ、そして市場という意味でも拡大をしていくということをしつかりやっていかなくては行けないと考えております。

○福井委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思いますが、ちょっと時間もなくなってきましたので、勝手にしやべるのが三分ぐらいで、あと質問を二問させていただきますと思います。

日韓併合百周年と同じように、朝鮮戦争というものも、去年いろいろ厚い本が出ましたけれども、総括をしておかなければならないと思います。

それが始まったのは、アメリカが防衛線を日本列島に下げたから、ああ、そんなんだらというところで北朝鮮が、金日成が攻めて、そしてマッカーサーが攻め返したけれども、やはり、マッカーサーが信じてやまなかった中国とソ連の参戦は絶対ないというのが破られて、中国が攻めてきたので、もとのもくあみ、戦争しただけで、何万人も亡くなっただけで全く同じバウンダリーになったということ、防衛線という考え方が一番戦争を抑止する。

つまり、先ほどの大戦略と世界観に匹敵するものになったということ、今、中国が一番深い防衛線を日本列島と沖縄と台湾に引いているということ、また、辻元副大臣いらっしゃいますけれども、社民党さんが幾らおっしゃっても、やはり沖縄のこの線から、まさかグアム島に下げるといようなことはあり得ないということ、朝鮮戦争の始まりが教えているんだなということを感じる。それと、民主党さんには耳が痛いんですけども、大統領とマッカーサーとの関係ですね。大統領が幾らマッカーサーに言おうとしても言うことを聞かなくて、勝手に、しかし第一生命ビルにずっといて、韓国には一泊もしなかったという、

そういう指揮のもとで戦争をしたから、いわば余りうまくいかなかったということ、これはもう今の民主党の中のバランス・オブ・パワーに似ていますね。

ちょうどさつき自社の話が出ましたけれども、細川さんが日経新聞に書いた「私の履歴書」を読んでも、私は、小沢さんに総理にしてもらって、米の開放と小選挙区制度を導入したから、もうこれで小沢さんに許してもらって、総理を辞したというふうに書いてあるわけですね。

ですから、今全く同じことが繰り返されていく、そのバックにいる超権力者と、その権力者があるということがあるので、この朝鮮戦争の権力構造と、そして今の政権の権力構造と、全く同じことが繰り返されているということが学習できるわけですね。

そんなことで、先ほど大臣がおっしゃったヒューミンツの話も聞きたかったし、それから、文民統制とはいえ、閣内に軍事専門家が要るのではないのでしょうか。防衛大臣は文民だから軍事のことを詳しく知らないというのではだめだと思っております。だからといって、海軍大臣、陸軍大臣を置けということも言っているわけじゃないんですけれども。

しかし、だから前原さんは、そういう意味で、軍事アドバイザーとして閣内でそういうチャージを負うべきか、あるいはそういう専門家、大臣、副大臣、何でもいいんですけれども、そういう公的なポストとして軍事専門家を閣内に、今後、どういう政権になるかわかりませんが、今後の日本の統治機能としてそれを新たに導入すべきだということに思いますが、これはもう答えは結構でございます。

そして、最後に、きょうは二つございました、万景峰号といいますが、特定船舶入港禁止関係でございます。これは政務官ですか、大臣ですか。船舶関係は半年、半年でやってきました。それで、一年延長しました。今度また一年なんです

が、どうして一年なんですか。今度は二年、今度は五年でなくて、また一年なんですか。ということ、農林水産物の輸出入、それから薬とか暴力団とか、そういう意味で農水省、警察庁、そして財務省からの、日本の銀行からの北朝鮮への送金、そして海外の銀行からの送金の情報を、きょうは他省庁を呼ばなかったんですけれども、きょう審議していただいている法案の担当大臣としてどういう情報を得ているか、その特定船舶関係と、まとめて、最後に臨検ですね。これは、警察権限ですから海上保安庁に主としてやっていただいても、もうどうしてもできない場合は自衛隊に助けていただくという法律構造になっています。これは衆法も変わりはせん。

最後に、去年、この法律をつくらうと思った案件がありました。アメリカがずっと追跡して、アジアに行つて引き返したという不審船がありました。その後、臨検が必要な事案があったのか、あったのか、それだけ最後にまとめて質問させていただいて、時間が参りましたので、質問を終わらせていただきたいと思います。

○前原国務大臣 まず、延長期間をなぜ一年としたのかということでありまして、今後の北朝鮮の対応を見きわめつつ、我が国の平和及び安全を維持するために特に必要か否かという観点から、当該措置につき評価をするために一年間の期間を設けた、こういうことでございます。

それから、他省庁との協力関係の話でございますけれども、迂回輸出入防止対策会議というのがございまして、これは中身については非公表になっておりますけれども、先ほど委員が指摘をされたようなさまざまな役所が入って、意見交換、情報交換をして、情報共有をしている。こういうことで、詳しい中身については差し控えさせていただきます。このように思っております。

それから、貨物検査ではかの事例があるのかということもございまして、日本ではございませぬけれども、例えば、安保理決議第一八七四号採択後に、実際、同決議違反の可能性がある事

案は五件安保理に報告をされているということ
で、UAEによる貨物検査事案、イタリアによる
押取事案、それから、これは韓国の釜山に入港し
たパナマ船籍のコンテナ、南アフリカによるリベ
リア船籍の貨物船の検査、それからタイ、これは
空港に着陸した、ウクライナの企業がチャーター
をしたグルジア籍貨物機、この五件がいわゆる違
反事案として安保理に報告されている、こうい
うことでございます。

○福井委員 時間が参りましたのでやめさせてい
ただきますが、ちょうど津波のときに前原大臣に
もお伺いしましたが、農水大臣にも質問させてい
ただいたんですね。そのときに、もうびっくりし
ました。とにかく東京にいたんだから、だれも呼
ばなかったということで、東北の三陸海岸では水
産の被害が甚大だったんですけども、農林水産
大臣も担当の局長も何も知らなかったというのが
翌日の国会でわかったわけで、口蹄疫かくもある
べしということだと思えます。これは、国会全体
として、政府全体として取り組まなければならな
いし、そして受けとめなければならぬと思いま
す。

これからは、危機管理に緊張感を持って政府も
やっていただきたいし、国会も頑張っていきたい
というふうに申し上げて、質問を終わらせていた
だきたいと思えます。

○川内委員長 次に、竹内議員。

○竹内委員 公明党の竹内でございます。

まず最初に、先ほど自民党の岩屋先生から、閣
法について、第七十一回国会から題名を変更し
た理由について、さらにまた、第七十一回国会
提出案に規定されていた自衛隊による所要の措置
に関する部分を削除した理由について御質問があ
りました。その点はもう既にお聞きをいたしまし
たので、最初に衆法について逆に、確認ござい
ますが、自衛隊による所要の措置を定めた理由に
ついてお尋ねをしたいと思います。

○中谷議員 このことは、ちょうど昨年の今ごろ

でありましたけれども、自公の連立政権、与党にお
きまして、とことん議論をした上で、やはり法律
においてやれることははっきりと、正々堂々と明
記すべきであるという結論で設けた項目ござい
ます。

この法律の目的というのは、国連決議に違反し
て核・ミサイル開発をやめずに行動している北朝
鮮へ、その行動を規制してやめさせることを目的
とした、いわゆるメッセージを込めた法案でもご
ざいます。また、この対処につきましては、我が
国のあらゆる事態を想定しまして、国家のすべて
の手段、組織を活用して、効果的な成果を出すこ
とが必要でありまして、それは、他国と同様に、
自衛隊を活用する場合もあるわけですから、それ
を明確にしておくことがその理由でございます。

また、事実といたしまして、九九年の領海侵
犯、そして昨年の海賊対策のときもそうでした
が、実際に自衛隊法八十二条を適用して海上警備
行動で対処しました際も、その後、国会におい
て、これに対する反対や批判の意見もございま
した。やはり事前に法律にこのことを明確にしてお
けば、よりはっきりとした措置をとることができ
まして、むしろ政府にとつて、このようなことを
法律に明記しておくことこそ、国の対処が迅速
に、確実に行われる、また国会の意思も明確に
なっているということでございます。

そしてもう一点、やはり自衛隊というのは我が
国の実力組織でありまして、よりシビリアンコン
トロールを明確にするためには、所要の措置をと
るという重要性にかんがみまして、このことを確
認しておく、むしろ政府にとつてこのことが必要
ではないかということでも法案に明記をしたわけで
ございます。

○竹内委員 趣旨は非常によくわかりました。特
に、北朝鮮へのメッセージという点では衆法の方
がすぐれているんだらうというふうに思えます
し、また、自衛隊へのシビリアンコントロールも
明確にしておくという点は非常に重要な点だと思
うんです。

しかし、その二点の違いはあるわけございま
すが、衆法も閣法も、こういう違いはございま
すけれども、内容においては実質同じであると認識
をしているところでございます。もちろん、今申
し上げましたように、北朝鮮に対するメッセージ
性は衆法の方が高いと考えるところでございま
す。しかし、安保理決議一八七四に基づく北朝鮮
に対する制裁を科することがまず大事である、具
体化することがまず大事であるというふうに我が
党としては考えておりますので、そういう意味
で、今回、最初に私どもの党の立場を申し上げて
おきますけれども、万一衆法が否決された場合に
は、閣法に賛成するということをあらかじめ表明
しておきたいというふうに思っております。

この貨物検査法等につきまして、昨年の秋にも
御議論がございましたので、中身についてはほぼ
承知をしております。そこで、きょうは、まず北
朝鮮をめぐる外交、安保上の問題についてお尋ね
をしたいと思えます。

まず、三月二十六日に起こりました韓国哨戒艦
沈没事件について、事実関係並びに韓国及び我が
国の認識を外務省にお尋ねしたいと思います。

○西村大臣政務官 お答えいたします。
三月二十六日、韓国海軍の哨戒艦天安が、黄海
の白翎島の南西約二・五キロメートルの海上で沈
没をいたしました。四月十五日に艦尾、そして二
十四日に艦首を引き揚げております。乗員百四名
おりましたけれども、そのうち五十七名は事案発
生直後に救助されましたが、残りの四十六名は死
亡をいたしております。

四月の十六日に軍民合同調査団が、内部爆発よ
り外部爆発の可能性が高い旨を発表してございま
して、同二十五日、同調査団が、爆発原因につい
て、一つは内部爆発の可能性はないこと、二つは
金属疲労の可能性はないこと、三つは、原因は外
部爆発であり、水中での非接触爆発の可能性が高
いことを発表しております。

韓国政府の認識につきましては、これも、現
在、韓国政府が引き続き詳細な原因究明に係る調

査分析を行っているものと承知しております、
日本政府としてコメントすることは差し控えたい
と存じます。

○竹内委員 あす、軍民合同調査団の調査報告が
出るんですね。四カ国も入っているということ
で、韓国政府としては、北朝鮮製魚雷という確実
な物証は確保されていないとしながらも、明日の
軍民合同調査団調査報告では、攻撃したのは北朝
鮮との文言が含まれる可能性がかなり高い、こう
いうふうな情報を得ておるんですが、これについ
てはいかがですか、そういう情報はありますか。

○西村大臣政務官 まず最初に、先ほど私、哨戒
船乗員について、百四名中五十七名が救助と申し
上げましたけれども、五十八名の間違いでござい
ましたので、訂正をさせていただきます。

さてそこで、現在、韓国政府が行っている原因
究明に係る調査分析について御質問がございま
したけれども、現在も韓国政府により引き続き詳細
な調査分析を行っているものと承知をいたしてお
ります。

この点については、十六日に行われました日韓
外相会談において、柳明恒外交通商部長官から岡
田外務大臣に対して調査の現状等について説明は
ございましたが、会談の具体的な中身につきまし
て述べることは差し控えたいと思えます。

まだ調査結果が出る前でございますので、予断
を持ってコメントすることは差し控えたいと存じ
ます。

○竹内委員 何か岡田外務大臣は、既に新聞で
も、韓国を支持する考えを伝えたと。韓国の柳外
相は、日本独自の対北朝鮮制裁の強化や国連安全
保障理事会での協力に取り組むよう日本側に求め
た、これに対して岡田外務大臣は、韓国を支持す
る考えを伝えた、こういうふうに出ているので
すけれども、この事実関係はいかがですか。

○西村大臣政務官 岡田外務大臣からは、日韓外
相会談のときに、改めてこの四十六名の犠牲者及
びその御家族にお見舞いを申し上げております。
そしてまた、それにつきまして柳明恒長官から調

査の現状等について説明があったことに対しては、韓国政府として各国の専門家が参加した客観的な調査を実施していることを評価したいこと、また、我が国として、極めて困難な状況の中で毅然かつ冷静に対応されている韓国に敬意を表すること、そして、韓国を支持し、必要な協力を惜しまないということを伝達いたしております。

○竹内委員 最初からそういうふうには言っていたらありがたいんですけども。

日韓外相会議概要、アジア大洋州地域政策課からも既に情報をいただいております。岡田外相はもっと具体的に言っていますよね。「岡田外相から、仮に、北朝鮮の関与が明らかとなれば、何もなかったかのように六者会合を行うことにはならない旨述べた。」とまではっきり書いてあるわけでございます。この点は、まず確認をさせていただいたことにはしたいと思います。

そこで、そういう答え方でいくとなかなか難しいんですけど、これは北朝鮮の関与が疑われているわけですが、もしそうであるとするれば、北朝鮮は何ゆえこの時期にこのような重大な事件を起こしたと考えられるか、この点についてお答えください。

○西村大臣政務官 今まさに韓国政府が行っている調査分析は、その原因等についてなされているものであると承知しておりますし、また、その点、日本政府としても、どういった調査報告が出されるのか、冷静に見守っている最中でございます。静に見守りつつ、そして、その事案がなぜ起こったのかということについても、現時点で日本政府としては予断を持って申し上げることはできないということをお理解いただきたいと思います。

○竹内委員 あすの軍民調査団の報告をもって、しっかりと原因分析、それからその理由、北朝鮮のねらい、こういうものについてしっかりとしたものを持っていただきたいと思います。

次に、金正日総書記の最近の訪中についてお伺いします。

形としては中国側の要請となっておるわけでございますけれども、四年四カ月ぶりに金正日総書記が中国を訪問した。破格の扱いで、党政治局常務委員九人全員がそろって出迎え、また視察同行、会談、会食もやったということでございます。破格の扱いであったというふうには言われてるわけでございます。

ここで中朝両首脳は、当初、中朝国境の島の開発や対北朝鮮食糧支援などについて話し合うのではないかと、また、それによって北朝鮮は数十億ドル規模の支援を得たという情報もありましたけれども、日本政府の認識をお伺いしたいと思います。

○西村大臣政務官 お答えいたします。

金正日国防委員長との訪中につきましては、中朝双方がメディアを通じてそれぞれ公表しているほか、我が国としても、中国を含めた関係国との間で連携をし、情報共有は行っておりますけれども、その内容について述べることは差し控えたいと存じます。

その上であえて申し上げますと、御指摘の、中国が北朝鮮に対して数十億ドル規模の経済支援を約束したという情報については、当方としては承知しております。

○竹内委員 重要な答えだと思っております。

昨年の十月、二〇〇九年十月、温首相が北朝鮮を訪問したときに発表されたのは、中朝国境の橋の建設、それから二億元、約二十七億円の無償支援などを公表しているんですね。しかし、今回は具体的な説明はないんです。それから、金総書記による六者協議予備会合への支持表明もなかった、こういう違いがあるわけでございます。

そこで、中国側は、今回の首脳会談において五項目の提案などとしておるわけでございますが、今回の会談で中国側の得たものはいかなるものか、とお考えでしょうか。

○西村大臣政務官 中国側が得たものは何かという御質問でございますけれども、実は、この点についても中朝双方の公式発表はございません。

中国の新華社電といたしまして、先般の金正日国防委員長と胡锦涛国家主席との会談のときに、胡主席から五つの提案を行った旨報道されておりますけれども、それに対して、北朝鮮側の報道は、その五つの提案については言及をしていないと承知しております。

中朝間のやりとりについて当方がコメントするのは適当ではないというふうに思いますので、これ以上は差し控えたいと考えております。

○竹内委員 適切ではなくて、分析をしてほしいんです。つまり、五項目出したと。それで、報道で、中国報道が先に行われているわけですね。一日おくれで北朝鮮が報道している。そこに違いがあるわけですか。

特に中国側は、今政務官おっしゃったように、胡主席提案の政府間の戦略的意図疎通の強化とか、それから、温首相が示した中国の改革・開放の経験を紹介していく意向というようなことが中国側の報道としては出ておるわけでございます。一日おくれた北朝鮮の報道では、そういう部分が全く欠落しているというところでございます。

私どもとしては、政府間の戦略的意図疎通の強化というものは、これは推測ですが、恐らく核実験や哨戒艦沈没事件などを勝手に起こすということであろうと思っておりますし、また、中国の改革・開放の経験を紹介していく意向というところ、これは、裏では先軍政治を批判して、中国の改革・開放に学べというところであろう、こういうふうな読み取っておるわけでございますけれども、これらの報道を通じて、北朝鮮は中国側の五項目の提案をどのように受けとめたかと考えられるか。また、北朝鮮は中国の改革・開放政策を学ぶ意図はあると考えられるのか。この辺につきまして、認識はございますか。

○西村大臣政務官 先ほども申し上げたとおり、さきの金正日国防委員長との訪中につきましては、中朝とも正式な発表を行っておりません。

しかし、その中で、中国新華社電におきましては、温家宝國務総理が、金正日国防委員長との会談で、中国の改革・開放及び国家建設の経験を紹介したいと発言したとされております。これに対して、北朝鮮側は、報道では、温総理のかかる発言については言及がありませんでした。

ただし、中朝間のやりとりや北朝鮮側の意図につきましては、我が国政府としてコメントするのは適切ではないと思っております。

いずれにしても、我が国としては、北朝鮮における民主化や改革・開放が進んで、北朝鮮が本場に国際社会の責任ある一員となることを期待しております。

○竹内委員 私どもの考えは、今回の首脳会談で、中国としては、後継者問題とか経済の改革・開放にも口を出すということを示したんじゃないかというふうには思っております。その上で、ひよっとすれば、今回の後継者の問題につきまして了承したのではないかと、こういう感じを持っております。

それから、北朝鮮につきましては、こういう報道から、とはいいいながら、内政介入だ、内政干渉だという不満を持っているのではないかと、経済政策等についても一々指図は受けないという意思表示を示しているのではないかと、こういうふうな推測をしているところでございます。実際に、金正日総書記は、北京での滞在日程を一日早く切り上げていたというふうには言われておりますし、そういう意味では、なかなか、北朝鮮にとっては十分満足のいくものであったかどうか疑問の点も多いという認識を私どもは持っております。外務省として、しっかりとその辺を分析して、対北朝鮮外交を進めていただきたいと思います。

それで、時間がだんだんなくなってきたわけですが、六カ国協議について進めたいと思っております。

いますが、この六カ国協議、安易な復帰を求めるのではなくて、日本独自の対北朝鮮制裁の強化や国連安全保障理事会での協力に取り組むことが今後必要だというふうに考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○西村大臣政務官 韓国の哨戒艦沈没事案から、今度はその関係ということでしようか、六者会合の再開について御質問をいただきました。

この件につきましては、現在、韓国政府が引き続き詳細な原因究明に係る調査を行っております。六者会合は重要であると認識しておりますけれども、それは哨戒艦沈没事案の調査結果によって左右されると考えます。この点については、岡田外務大臣も記者会見等で、仮にという仮定の話ではありますけれども、仮に北朝鮮の関与が疑われるということであれば、六者会合をすぐさま、すんなりそのまま開催するというにはならないのではないかという見解が示されているところでございます。

○竹内委員 ですから、やはり韓国哨戒艦沈没事件をなぜ起こしたのかということの原因の分析が非常に重要だと思っております。北朝鮮が支援を得たいときになぜこんなことをやったのか、また、総書記が訪中するようなタイミングでなぜこんなことをしたのか、その辺につきましまして、非常にここが重要なポイントになってくるんだらうというふうに思うわけでございます。

この関連で申し上げますと、仮に明日、韓国哨戒艦沈没に北朝鮮の関与が明言された場合に、中国は北朝鮮への支援を続けると思われるでしょうか。

○西村大臣政務官 これもまた、日中韓外相会談のときに韓国で行われた日中外相会談におきまして、岡田外務大臣から中国の楊潔篪外交部長に対して、韓国側の調査の結果を冷静に見守ることが重要である旨を指摘し、また、楊潔篪部長からも同様の認識が示されたところでございます。

○竹内委員 最後に、北朝鮮問題の日本外交における優先順位についてお尋ねをしておきたいと思

うわけでございます。

どう見ても、新政権としては普天間問題、また密約問題などが優先されてきたというふうに思います。そういう意味では、これまでとは違って、北朝鮮問題の優先順位が低いのではないかと、このように思うわけでございます。そういう意味で、まず、要望としては、北朝鮮外交をもっと優先順位を上げてもらいたいと思うわけでございます。

私も、拉致問題対策委員会の理事でございますが、最近、漆原国対委員長にかわりまして、公明党の拉致問題対策委員長も拝命をしたところでございます。最後に、拉致問題について、外務省として、政権交代後どのような交渉を行い、その結果、現状としてどのような状況にあるのか、そして、今後の方針と見通しについて報告を求めたいと思っております。

○西村大臣政務官 お答えをいたします。

ほかの問題にスポットが当たるとするのは、事実としてそういう状況にはあると思いますが、対北朝鮮政策が我が国の重要外交案件の一つであるというところは疑う余地はございません。

現在、拉致問題について、二〇〇八年八月の日朝協議の合意に従って、北朝鮮による調査の早急なやり直しが必要であるという認識でおります。現在、ポールは北朝鮮側にあるというふうな認識をしております。この調査のやり直しが早期に開始されて、生存者の帰国につながるような成果が早期に得られるように、引き続き北朝鮮側に強く求めていく考えでございます。

そして、日朝平壤宣言のつとめて、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決して、不幸な過去を清算して国交正常化を図るという方針には変わりございません。この諸懸案の一日も早い解決に向けて、具体的な行動を北朝鮮側から引き出すべく、引き続き、国連安保理決議等に基づく措置を着実に実施して、関係国と連携して最大限努力をしていきたいと考えております。

この点については、現政権におきましても非常

に強い意欲と意思を持って取り組んでいるところでございますので、その点、どうか委員からも御理解をいただきたいと思っております。

○竹内委員 最後に一言だけ申し上げて、終わります。

私も、前回は申し上げましたように、昨年十二月に中国へ行きました折に、全人代の常務委員の主要なメンバーと拉致、核、ミサイルについて話し合いを行いました。そして、核とミサイルは当然でございますけれども、拉致問題についても中国として何らかの協力をお願いしたい。そういう角度で、中国の取り込みといいますが、中国との関係が非常に重要になってくると思っております。ぜひともいろいろな角度で政府としてもしっかりと拉致問題に取り組んでいただきたい、このことを申し上げて、終わります。

○川内委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢でございます。きょうは、貨物検査法について質問をさせていただきます。鳩山内閣が提出した貨物検査法案は、総選挙前の第七十一回国会に麻生内閣が提出し、審議未了、そして廃案となった北朝鮮特定貨物検査法案から九条二項、いわゆる自衛隊関与条項を削除し、法律名を変更しただけで、その他の、法の目的、定義、各条文、提出理由まで全く同じものであります。

法案は、国連安保理決議一七七八、一八七四を踏まえ、海上保安庁が、我が国の領海のみならず、公海上で北朝鮮特定貨物の検査、提出命令、保管、回航命令などの措置を実施できることを規定しております。

そこで、まず外務省に、公海上での貨物検査にかかわって、安保理決議一八七四の各国の履行状況について聞きます。

安保理決議一八七四が昨年六月十二日に採択されてから、来月で一年になります。この間に、公

海上で貨物検査が行われた事例は何件ありますか。

○西村大臣政務官 委員のお尋ねは、違反の可能性がある、おそれとして提起されて調査を行った事例というふうな理解してよろしいでしょうか。五件でございます。

○赤嶺委員 今、五件というお話がありました。決議は正文十五で、自国の領域または公海上で貨物の検査、押収、処分をしたときは、関連する詳細が含まれた報告を委員会に提出することを要求しております。

私は、先ほど、公海上で何件あったかということと伺ったわけですが、五件というのは公海上ということと間違いありませんか。そして、報告というのは何カ国から提出があったのか、そのうち公海上での貨物検査に関する報告、これは何カ国あったのか、もう一度伺います。

○西村大臣政務官 先ほど答弁申し上げましたのは、国連安保理一七七八委員会におきまして国連安保理決議一八七四違反の可能性のあるケースが提起され、同委員会として調査を行っている事例として五件でございます。

○赤嶺委員 ですから、公海上でそのうち何件あったかということをお尋ねしております。

○西村大臣政務官 お尋ねでございますが、我が国は、国際社会が国連安保理決議一八七四等を着実に実施することが重要であるという立場から、一七七八委員会における情報交換、議論等には積極的に参画をしておりますが、具体的な事例に関しては、事実関係を含めて、この委員会において調査が行われているところであります。この委員会における関係国間の申し合わせにより、これ以上の詳細について申し上げることは差し控えさせていただきます。

○赤嶺委員 外務省は差し控えるということですが、先ほど前原大臣は答弁していたように思いますが、いかがですか。

○前原国務大臣 答弁いたしました。

○赤嶺委員 それは公海上は含まれていました

○赤嶺委員 奢侈品というのは、国連決議でいいますと一七七八です。私がさつきから議論しているのは一八七四で、さつき、外務省の答弁のとおり、国連でもまだ決まっていな。しかし、国土交通省は、相場観としてという言葉をお使いになりましたが、ワッセナー・アレシメントに基づいて指定するとおっしゃいました。

このワッセナー・アレシメントというのは、これに基づいて各国が禁止物品を指定する、これは国連の委員会、そういう方向でいこう、このように確認されているんですか。相場観じゃなくて、国連できちんと確認しているのかどうかと言っているんです。

○三日月大臣政務官 繰り返になりますけれども、通常兵器については、国際輸出の管理レジームでありますワッセナー・アレシメントに基づいて我が国の政令で定めるとい方針を我々は今持っております。それは我が国の方針として定めさせていただいたところであり、米国、英国を含む四十カ国が参加をし、透明性の面、管理の面での取り扱いを規定しているというふうな考え、定めさせていただいているところでもあります。

○赤嶺委員 つまり、国連で決まっていなから、我が国としては相場観としてワッセナー・アレシメントに基づいて決めていく。

それでは、ほかの国は、先ほど出されたこの禁止について、一八七四でははっきりしていない、我が国は相場観に基づいてやる、この間の各国による武器の検査、押収は、何に基づいて行われたんでしょうか。

○西村大臣政務官 各国、諸外国の対応でございませけれども、国連安保理決議をもとにそれは実施できるというのでありますので、国連安保理決議を根拠に行われているものと理解をしております。

○赤嶺委員 何も決まっていな。国連決議はあるが、何を禁止するかというのは決まっていな。国連決議に基づいてやると。だから、全体として非常にあいまいなんです。非常にあいま

いなまま、ここまで来ている。それでは次に、自衛隊について聞きたいと思ます。

まず、国土交通省に確認いたしますが、法案第九條は、二項が削除をされた一方で、一項の關係行政機関による相互の連絡、協力に關する規定はそのまま残っております。この關係行政機関に、防衛省・自衛隊は含まれるんでしょうか。

○三日月大臣政務官 まず、先ほどお問い合せのあったことで、何も決まっていなように委員御指摘いただきましたけれども、例えば、核関連物資であればプルトニウムでありますとか天然ウラン、そして生物化学兵器関連物資またミサイル関連物資、こういったものについては、もう御承知のとおり、国連安保理決議の中でしっかりと定めることができっております。

ただ、通常兵器及び奢侈品というものについては、その範囲が、その合意形成が非常に難しいものですから、我が国として、通常兵器についてはワッセナー・アレシメントで定め、そして奢侈品については、今なお国連安全保障理事会の制裁委員会で議論されている内容を踏まえて定めていこうという方針をとらせていただいているということでございます。

なお、今お尋ねの法案第九條の關係行政機関というものには、防衛省・自衛隊も含まれます。

○赤嶺委員 国土交通省の答弁と外務省の答弁と、何ら変わるところはないんです。何も決まっていなというののは外務省の答弁ですよ。決まっていなから、相場観で皆さん、日本はやっていないという話であって、核やミサイルというのは、大量破壊兵器を禁止した決議一七七八です。一八七四についてはまだ何も決まっていなという答弁の繰り返しですから、時間の無駄ですから、繰り返していただくかと思ます。

それでは、防衛省に確認をしますけれども、一項に基づく活動として、具体的にどういう活動を規定しているのか、警戒監視活動による情報提供、あるいは対象船舶の追尾も想定しているとい

うのが去年の七月の政府答弁であります。同じ認識でしょうか。

○楠田大臣政務官 お答えをさせていただきます。先般、副大臣からも答弁がありましたように、我々としたしましては、この關係機関といたしまして、警戒監視活動により収集した情報を關係行政機関に提供するということはまず第一の役割として期待されていると考えております。

また、海上保安庁では対応できない激しい抵抗を受けるような場合も全くないとは言切れませぬので、そうした際に、自衛隊法等の既存の法律に基づきまして、海上警備行動等の所要の措置をとるともいうこともあり得ると考えております。

○赤嶺委員 外務省に伺います。公海上で貨物検査を実施する場合の国際法上の根拠について、昨年七月の政府答弁は、一般国際法の解釈として、執行管轄権は基本的に自国の領海内に限り認められるが、公海においても、安保理決議に基づき要請がなされている場合や旗国の同意がある場合には、例外的に、その範囲内において他国船舶に対して執行管轄権を行使することは可能というものであります。

今回の政府案でも同じ整理をしている、このように考えてよろしいでしょうか。

○西村大臣政務官 公海上で貨物検査を行うことについては国際法上の根拠については、先ほど委員が述べたとおりでございます。

○赤嶺委員 そうしますと、公海上での貨物検査は対象となる船舶の旗国の同意を得て行うというのが今回の安保理決議一八七四の規定であります。その範囲内において例外的に執行管轄権を行使できるということは、旗国の同意が得られない場合は我が国が執行管轄権を行使することはできない、そういうことでよろしいでしょうか。

○西村大臣政務官 御指摘のとおりでございます。○赤嶺委員 そうしますと、旗国の同意が得られない場合でも対象船舶の監視や追尾ができるとい

うのは、国際法上どういう根拠に基づくものですか。

○川内委員長 もう一回質問してもらいますか。では、赤嶺さん、もう一回質問してください。○赤嶺委員 委員長、時間がありませんので。旗国の同意が得られない場合でも対象船舶の監視や追尾ができるというのは、国際法上どういう根拠に基づいていますか、こういう質問です。

○西村大臣政務官 公海上であれば、追尾ないしは警戒監視は問題ないというふうに思っています。○赤嶺委員 今、特定貨物検査法案について審議しているわけですから、旗国の同意を得られない場合に、対象船舶の監視や追尾することまで安保理決議一八七四で授權されているんですか。

○川内委員長 その追尾や監視を行う主語は何ですか。

○赤嶺委員 自衛隊。

○楠田大臣政務官 我々としては、海上警備行動においては、国際法の条文というよりは、本来、旗国の同意がなくともこれを行うことはできますので、追尾等はできると考えております。

○赤嶺委員 決議一八七四は、主文十六で、旗国の協力が得られない場合に、それを委員会に報告するということまでは規定しております。それ以上の規定はありません。ないけれども、何で自衛隊がそのような活動ができるのか、国際法上の根拠を聞いているわけですが、非常にあいまいであります。

そうなりますと、自衛隊が対象船舶の監視、追尾をする場合に、安保理決議に基づく活動というよりも、通常の軍事活動の一環としての監視、追尾とみなされることはありませんか。

○楠田大臣政務官 先ほどの訂正をさせていただきます。海上警備行動ではなくて、一般の警戒活動といったしまして、我々自衛隊といたしましては、こうした追尾等の情報収集等は行うことができると考えております。○赤嶺委員 いずれにしても、その行動が、国連

安保理決議では報告にとどめるものが、追尾までできる、情報収集までできる、一般の軍事活動としてそれをやる。そんなことをやったら、相手が商船といえどもトラブルになってしまふ、追尾、警戒監視をずっとやっていくわけですから。そういうことになりませんか。

○楠田大臣政務官 我々といましては、本来のものとこの法律の趣旨をいたしまして、基本的には、第一義的に海上保安庁がこの対応に当たる、我々が必要とされる場合というのはそうした著しい反抗等があった場合に限られる、そのように考えておりますので、委員が御指摘されますように、そうした問題が起らないように対処をしていくということだと考えております。

○赤嶺委員 激しい抵抗を受ける場合というのがこの間の樺葉副大臣の答弁でもありますが、公海上で検査が実施できるのは旗国の同意が得られた場合に限られるわけです。検査されれば困るような船舶は、そもそも旗国の同意を与えるはずがないわけです。抵抗を受けるような事態も想定されません。そういうところに自衛隊がつきまといつて監視、追尾を行うことが海上警備活動を発令するような事態を招くことになりかねない、こういうことを指摘して、質問を終わりたいと思います。

○川内委員長 赤嶺君の質疑を終了いたしました。

次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤未途でございます。まず、やはり、先日の北朝鮮の金正日総書記の訪中についてお伺いしたいと思います。

金正日総書記は、五月三日に中国に入った、四年ぶりの訪中であります。特別列車で遼寧省丹東から大連へ、五日に北京入りして胡錦濤主席と会谈をしたということが報道をされております。

今回の金総書記の訪中の経過と目的について政府はどのように見ているのかということについて、お伺いしたいと思います。

○西村大臣政務官 報道により金正日国防委員長

が中国を訪問したということでありませうけれども、その詳細については、双方から正式な発表はありません。

いろいろと関係国との情報収集、情報共有に努めているところでありませうけれども、日本政府としてコメントすることは差し控えたいと思っております。

○柿澤委員 差し控えられてしまいました。これは、報道によれば、何か予定を切り上げて一日早く帰ったということが言われております。金総書記からの大規模な援助要請について、国連安保理の対北朝鮮制裁枠組みを超える援助はできないということと温家宝総理が断った、それで観劇の日程を取り消して日程を短縮して急いで帰国した、そのように報道されております。破格の援助を期待していたのに拒否をされて、不満を抱いて日程を切り上げて帰ったということが言われている。こうした見方を見ると、これは、経済援助を引き出すことになり北朝鮮はデスパレートであるということが見てとれるように思います。

六カ国協議なんですから、金総書記は胡錦濤主席との今回の首脳会談で、関係各国とともに六カ国協議再開に向け有利な条件をつくり出したということとを語ったというふうにも言われております。

今回、金総書記の訪中に当たっては、それが明らかになった時点から、六カ国協議に関する北朝鮮側の言及があるのではないかとこのように見られていました。今、韓国海軍の哨戒艦沈没の問題があります。これが北朝鮮の関与が強く疑われている状況ですから、アメリカを六カ国協議の再開の議論に引き入れる、この哨戒艦の問題をやむやみにする、そういうために北朝鮮の側から六カ国協議に踏み込んだ発言があるのではないかとこのように見られておりました。

今回のこの六カ国協議再開に向け有利な条件をつくり出したいという金総書記の発言というものをどう見られておられますでしょうか。

○西村大臣政務官 お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、今回の金正日国防委員長訪中につきましても、中朝双方から正式な発表がなされておられません。報道ベースではいろいろと情報があるようでございます。また中国の中華社電もいたしまして幾つかの情報はあるわけでありませうけれども、なかなかそれをもつてそれについて何かコメントをするということとは、繰り返すにようになりますけれども、この場では差し控えをさせていただきたいと思っております。

○柿澤委員 なかなか御答弁もいただけないということでありませうので、次に進めさせていただきますと思っております。船舶検査法です。

先ほどこの質疑の冒頭に黒岩委員から提出された資料を流用すると、北朝鮮特定貨物積載の情報があった場合、公海上、旗国の同意があれば回航命令をして云々かんぬんということにフローチャートとしてなるわけです。ただ、北朝鮮の貨物を積んでいる、こういう船舶は北朝鮮籍の船舶に限らないということでありませうから、そういう意味では、さまざまな旗国の船舶に対してこのような行為を行っていくことが考えられる。

このところ、ここ何年かの間に、海のないモンゴルが便宜置籍国として急速に船舶数を伸ばしているというふう言われております。この問題に詳しい東海大学の山田吉彦先生の論文によれば、モンゴル籍船の入港先が見られた場所として、石垣島とか下関、門司、新潟、小樽など、日本海側にこのモンゴル籍船の入港が集中しているというふう言われております。

一方、北朝鮮籍船は、〇六年十月の経済制裁の発動を経て、〇七年以降はゼロということになるわけで、要するに、北朝鮮船が日本の監視対象になったので、モンゴル船に衣がえしたんじゃないかというふうにも見られておられます。さらに、北朝鮮の存在を隠すために、このモンゴル船の船主が中国人になっておられる。こうなると、一体だれが何を積んでいこうとかがかなりばかされていまして、こういう状況になってきているようでありませう。

そこで、モンゴル籍船の日本への入港状況というのをぜひお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。先生御指摘のとおり、船の船籍というのは内陸国でも置けることになっておりまして、モンゴル籍の船というのも最近ふえてございます。

ただ、この形態はいろいろございまして、乗組員も中国人がいたりロシア人がいたり、いろいろな形で運航されております。しかも、これを北朝鮮の船主などが実質的に支配しているかどうか、便宜置籍の状態にあるかどうかというのとはなかなか判定が難しいございまして、我々としてもそこまではしっかりとつかまえていない状況でございます。

いずれにしても、先ほども御答弁申し上げましたように、我々としては、過去北朝鮮の港に寄港したことがあるとか、あるいは北朝鮮の特異な輸入貨物などをよく積んでおるかどうとか、そういういった外形的なところをよく吟味しながら、北朝鮮関連船舶について立入検査等を実施しているところでございます。

○柿澤委員 このモンゴル籍船というか、モンゴルは、もちろん海のない国なんですけれども、今、便宜置籍船をかき集めて、これを一種のビジネスじゃないんですけれども、一つの施策として行っている。老朽船とか故障船とか、こういうものでも割合簡単に船籍を取得することができるというふうなことであります。

そういう意味で、悪意を持った意図によって活用される可能性が非常に高いものであると思っております。モンゴルは比較的親目的な国だつたというふうにも理解をしておりますので、そういう意味で、こうした部分について特段の協力を求めるということも必要なのではないかというふうに思っています。

その他にも、パナマあるいはリベリアといった便宜置籍国に船籍を置いた事実上の北朝鮮船が数

多く航行しているというふうになられておりま
す。北朝鮮による便宜置籍船の利用の実態とい
うのがどうなっているかということをお伺いし
たいと思います。

○鈴木政府参考人 お答えいたします。
先ほどお答えいたしましたとおり、便宜置籍
につきましてはさまざまな形態がありまして、立
入検査等の現場においても、これが北朝鮮の便
置籍船だということを判定するのはなかなか困難
な状況でございます。

したがしまして、我々としては、我々が確認し
得る情報を総合的に分析しながら、北朝鮮関連
の船舶だということに対しては厳正な立入検査を
実施しております状況でございます。

○柿澤委員 さらに、最近では、これは全く逆
に、北朝鮮が便宜置籍船の多くを今度は自国船
籍に戻しているという話もあるんですね。

ことし三月の国連安保理の北朝鮮制裁委員
会で、補佐専門家パネルのメンバーである浅田正
彦京都大学大学院教授が指摘をされておられま
すけれども、安保理決議一八七四による船舶検査
の対象になるような違反行為を行っていた場合、
便宜置籍船だと、要は、旗国の同意があれば船
籍検査は実施されてしまう、つまり、パナマ、リ
ベリア、モンゴルが同意をすれば船舶検査はや
られてしまうわけですけれども、しかし、それを
北朝鮮籍にしてしまえば、北朝鮮が旗国という
ことになるので、船舶検査を拒否できるという
ことになる、こういう動きが出ております。

こうした中で、先ほど来議論が出ています
けれども、北朝鮮籍に対して船舶検査を有効な
形で行うことができるのかということが非常に問
題になってくると思います。

今回の法案では、九条の自衛隊の活動を定め
る条項を削除されております。法律名にも北朝
鮮という名前がなくなっている。この二点がいら
ないと議論の対象になっているわけでありませ
うけれども、北朝鮮が旗国である船舶に対して、
仮に船舶

検査を行って、拒否をする、場合によっては、
先ほど御答弁に出たような大変激しい抵抗を受
けるということも、これはあり得ることではな
いというふうにも思います。

そうした中で、自衛隊の活動を定める条項を
削除してしまうのはいささか問題があるよう
に感じますけれども、北朝鮮の船舶が貨物検査
を拒否した場合、日本としてどういことができ
るのかということをお伺いしたいと思います。

○辻元副大臣 これは、この法律によりまして
ろ及び国連決議に基づきまして、旗国の同意が
必要であるということになります。よって、拒否
した場合は、まず国連に報告をすることになり
ます。

それと同時に、関連の周辺諸国などの協力を
することになっておりますので、関連諸国と情報
を共有したり、それからさらに、当該船舶に対
する燃料等の供給を禁止するというようになって
おりますので、この船舶がいろいろな国に入港
する可能性もありませんが、それらの国々に入
ったときにはそこで対応してもらい、または燃
料などの供給も拒否するということになるかと
思います。

○柿澤委員 では、先ほどもちよっとお話に出
ましたけれども、自衛隊が、北朝鮮の貨物検査
に連をさせて、場合によっては海上警備行動を
発動するという状況が起きるとすれば、それは
どんな場合であるかということをお伺いしたい
と思います。

○楠田大臣政務官 お答えをさせていただきます。
先ほど来申し上げておりますように、自衛隊と
して対処する可能性というのは非常に限られて
いるとは考えておりますが、先ほど申しました
ように、激しい抵抗を受けるような場合も全
くないとは言えないと考えております。

激しい抵抗というのはどのようなものかとい
うのは、仮定の質問でありますのでお答えをし
たいところでありまして、激しい抵抗があった
場合というふうにお答えをさせていただきます。

○柿澤委員 激しい抵抗があった場合行
う可能性がある、激しい抵抗というのは激しい
抵抗だということでありまして。
これについて、この法案そのものは去年の臨
時国会に一人提出されて継続審議になったもの
ですけれども、そのころ、去年の十月ですけれ
ども、鳩山総理がこの法案に関して発言をされ
ておられます。報道をそのまま読みますと、十
月二十二日の夕方ですけれども、臨時国会に
提出方針の北朝鮮関係船舶に対する貨物検査
法案に、検査活動は海上保安庁で十分やり切
れる、海上自衛隊が云々かんぬんということ
を将来的に考える必要もないと述べ、自衛隊
の関与は不要との考えを強調した、こういう
ことが言われております。

先ほど来伺ってまいりますと、防衛政務官の
見解としては、著しい反抗、激しい抵抗があ
った場合は自衛隊が出てくる場合もある、海上
警備行動もあり得るし、追尾もあり得る、こ
ういお話だったと思っておりますけれども、も
う一度読みますけれども、自衛隊が云々かん
ぬんということとを将来的に考える必要もな
いというこの総理の発言とは、いささか距離
があるように思われます。

もう一度、自衛隊の関与が今回の法案の中
で想定されているのかされていないのかとい
うことをお伺いしたいと思います。

○前原国務大臣 何度も答弁をさせていただ
いてまいりますが、衆法に書かれている自衛
隊の関与というものは、確認をしております
わけでありまして、法律の枠組みではないわけ
です。確認をしております。つまりは、自衛
隊法の規定によって自衛隊は動くことになり
ます。そして、私が海上保安庁を担当させて
いただいているわけでありまして、この法律に
基づいて一義的に仕事をしますのは海上保安
庁であります。私は、総理がおっしゃったよ
うに、海上保安庁で大方の仕事はやるという
ふうにおっしゃいますし、自衛隊にお願いする
可能性というのは極めて低いのではないかとい
うふうに思っております。

私もちよっとこの黒岩さんのチャートを引
用させていただきます。

させていただきますと、つまりは、このチャ
ートから見ると、旗国の同意がなかった場合
は回航を指示する。でも、旗国が回航を指示
しない可能性もあるわけですね。そうすると、
追尾をして、どこに入るかというふうなこ
とになります。これも基本的には海上保安庁
で行うことでございます。これに対し、著し
く反抗するというのは、こちらは、要は、
旗国の同意がない、あるいは、回航を指示
するように旗国に頼んでも旗国はしないだ
ろうというふうなことになる。無理やり向
こうから何かをかけてくる可能性というの
は極めて低いのではないかと意味で総理が
そうおっしゃったんだと思います。

しかし、万が一、先ほど楠田防衛政務官
がお答えをいたしましたように、激しい抵抗
を仮にしてくる可能性もある。そのときは
自衛隊に、私が、海保ではちよっと手に負
えないので、防衛大臣や総理に相談して、
自衛隊の海上警備行動を発令するという判
断をされる可能性もあるということ、この
法案の立てつけとしてはそれを否定してい
ない、こういうことでございます。

○柿澤委員 特定船舶承認案件関係で
ちよっとだけ伺います。
先ほど来、便宜置籍船の話をしていただ
けましたけれども、今回、ここまで行ってきた
制裁措置というのを強化する観点から、これ
まで入港禁止措置の対象船舶を北朝鮮籍と
してきたわけですけれども、特定の外国の港
に寄港した船舶に対して対象を拡大するな
どの措置を考える余地があるのではないかと
思います。そういう点について検討されな
かったのかということについて、それと、入
港禁止措置が行われていることについて、一
方で我が国の経済にもいささかの影響を与
えている部分があると思っております。

松下経済産業副大臣にお見えをいただ
いてまいりますので、この入港禁止措置が日
本の経済に与えている影響というものを
お伺いして、時間切れなので、外務省さん
と経済産業省さん、それぞれ御答弁をいた
だいて、終わりにしたいと思います。

○松下副大臣 お答えいたします。

輸入禁止措置当時は、百四十五億円というような輸入等も水産物等でございますので、一時それがストップしていくことで混乱いたしましたし、それだけでも、最近はずつかり落ちついてきています、そう見ております。みんなが知恵を絞って輸入先を変更するなどしたのではないかと、こう思っています。

全国商工会議所等に七百八十一カ所の相談窓口をつくっております、その相談件数を見ましても、全体で百二十六件ほどあったんですが、今は三件ほどでもう少ないということで、落ちついてきている、こう思っています。

それでも、中小企業に対する支援はしっかりと注意深く丁寧に行っております、セーフティネット、それをしっかりとカバーしながらやっていると、ということをごいまして、しっかりとやりたいと思っております。

○西村大臣政務官 先ほど黒岩委員からも同様の趣旨の御質問をいただきました。

北朝鮮寄港船の入港禁止措置につきましては、北朝鮮籍船の入港禁止措置のみでは効果が上がらないような場合のみ発動する補完的なものと考えられます。

二号、三号についても対象を拡大すべきではないかという御趣旨かと思っておりますけれども、現在は、総合的に判断いたしました、これらの補完的な措置の発動が必要な状況ではなく、逆に、第一号、第二号と拡大することにより、第三号の輸出者及び海運事業者並びに第三号から輸入を行う日本の産業に悪影響を及ぼすおそれがあることから、このような判断になったものと承知をしております。

○柿澤委員 いずれにしても、冒頭の金総書記の訪中が、やはり非常に経済的な支援を強く強く求めて、これが拒否されて怒って帰った、こういうことを見ると、経済制裁が大変効果を発揮しているんだと思います。そうした状況の中ですの、さらに監視の目を強めてこれから対応していくと

いうことが大事なのではないかなというふうに考えております。

時間も過ぎておりますので、これにて終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○川内委員長 これにて各案件に対する質疑は終了いたしました。

○川内委員長 これより各案件を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。赤嶺政賢君。

日本共産党を代表して、北朝鮮貨物検査法、閣法及び自民党案、両案に反対の討論を行います。

本法案は、国連安保理事会決議一八七四の効果を図ることを目的に掲げています。もとより、我が党は、さきの北朝鮮による核実験に強く抗議してきたところであり、安保理決議一八七四において、国際社会が一致して抗議し、北朝鮮に対して、再び核実験、ミサイル発射を行わず、核計画の停止を要求し、非軍事の制裁措置として武器禁輸などを求めたことは重要だと考えております。

安保理が各国に義務づけた武器などの禁制品の輸出入制限について、我が国は、北朝鮮に対する輸出入全面禁止と全船舶入港禁止の措置を既に実施してきており、最も厳しい措置で国際的な包囲網に協力しているものであります。輸出入も入港も全面遮断しており、貨物検査の対象となるべき船舶や貨物はそもそも日本に入っていないのであり、安保理決議一八七四の義務を実施するための新たな法案は必要ありません。

新政権の政府案は、旧政権案、すなわち現自民党案、衆法から、自衛隊関与条項、九条二項を削ったものですが、この規定はもとより確認的なものであり、この条項があってもなくても、自衛隊は自衛隊法八十二条に基づき海上警備行動で出動できるというのであり、両案には全く違いがありません。

問題は、海上保安庁が、北朝鮮が禁止品目を輸送する疑いのある船舶への検査活動を公海において実施する法的根拠を与えていることです。これを政府は警察権の行使だと説明しますが、国際法上、主権の及ばない自国領域外の公海で、どうして警察権が行使できるのでしょうか。

政府は、旗国の同意がある場合には例外的に可能だと説明する一方で、旗国、すなわち北朝鮮の同意を得られなかった場合には、公海上を追尾監視すると答弁し、そうした監視活動を自衛隊の平素からの情報収集活動として行うことも答弁しています。

さらに、海保では対応できないような激しい抵抗を受けるような場合には、自衛隊法八十二条に基づく海上警備行動として自衛隊を出

動させるというのであります。また、法律上、自衛隊法九十三条の海上保安庁準用規定は、自衛隊が船舶の検査活動を行うことも否定していません。

結局、本法案は、貨物検査を口実に、日本の領域外の公海で、海保と自衛隊が一体で出動し、北朝鮮に軍事的圧力をかける態勢をつくるものにはなりません。このこと自体が、新たな緊張を生み出し、情勢の悪化を招きかねないのであります。

以上、北朝鮮問題において、日本は、非軍事で、あらゆる外交努力を尽くすべきことを強調し、両案に反対の立場を表明するものです。

次に、特定船舶入港禁止措置の承認案件については、賛成であります。

特定船舶の入港禁止措置は、二〇〇六年十月の北朝鮮による核実験を契機にとられたものであり、我が党は、昨年五月の二度目の核実験強行という事態を受けて、禁止期間を六カ月から一年間に延長した際にも、賛成の立場を表明しました。

北朝鮮は、その後も六カ国協議への復帰に応じないばかりか、ことし四月には、北朝鮮外務省が備忘録を発表し、みずから核保有国であると重ねて強調するなどの態度をとっています。

こうした北朝鮮の姿勢を勘案するならば、入港禁止措置を継続することは、北朝鮮を対話の道に復帰させ、核問題の外交的解決を図るための手段として必要であると考えます。

以上、討論を終わります。

○川内委員長 これにて討論は終局いたしました。

○川内委員長 これより各案件について順次採決に入ります。

まず、第七十三回国会、石破茂君外十名提出、北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川内委員長 起立少数。よって、本案は否決すべきものと決しました。

次に、第七十三回国会、内閣提出、国際連合安全保障理事会決議第十八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川内委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めめるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川内委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各案件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川内委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○川内委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時二十分散会

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐり同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平

和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物(我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受ける義務を課せられているもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。)をいう。
- イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの
- ロ 北朝鮮を仕出地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの
- 二 船舶 軍艦等(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみで使用されるものをいう。以下この号において同じ。)以外の船舶であつて、軍艦等に警護されていないものをいう。
- 三 船長等 船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者をいう。

第四条 日本船舶 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。

(検査)

第三条 海上保安庁長官は、我が国の内水にある船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官に、次に掲げる措置をとらせることができる。

- 一 検査のため当該船舶の進行を停止させること。
- 二 当該船舶に立ち入り、貨物、書類その他の物件を検査し、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問すること。
- 三 検査のため必要な最小限度の分量に限り試料を収去すること。
- 四 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物の陸揚げ若しくは積替えをするよう指示すること。
- 2 海上保安庁長官は、我が国の領海又は公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)にある船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官に、次に掲げる措置をとらせることができる。
 - 一 船長等に、検査のため当該船舶の進行を停止するよう求めること。
 - 二 船長等の承諾を得て、前項第二号又は第三号に掲げる措置をとること。
 - 三 検査のため必要な限度において、船長等の承諾を得て貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物の陸揚げ若しくは積替えをするよう求めること。
- 3 税関長は、我が国の港にある船舶又は我が国の空港にある航空機(軍用機及び各国政府が所有し又は運航する航空機であつて非商業的目的のみで使用されるものを除く。以下同じ。)が北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当な理由があるときは、税関職員に、次に掲げる措置をとらせることができる。

一 当該船舶若しくは当該航空機に立ち入り、貨物、書類その他の物件を検査し、又は当該船舶若しくは当該航空機の乗組員その他の関係者に質問すること。

二 検査のため必要な最小限度の分量に限り試料を収去すること。

三 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は当該船舶の船長等若しくは当該航空機の機長若しくはこれに代わつてその職務を行う者(次条第二項において「機長等」という。)に貨物の陸揚げ若しくは積替えをするよう指示すること。

4 税関長は、保税地域(関税法第二十九条に規定する保税地域をいい、同法第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所を含む。次条第二項において同じ。)に置かれている貨物のうちに北朝鮮特定貨物があると認めるに足りる相当な理由があるときは、税関職員に、貨物、書類その他の物件を検査させ、所有者、占有者、管理者その他の関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度の分量に限り試料を収去させることができる。

5 海上保安官及び税関職員は、前各項の規定による検査をするときは、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(提出命令)

第四条 海上保安庁長官は、前条第一項又は第二項の規定による検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したときは、当該船舶の船長等に対し、その提出を命ずることができる。海上保安官が海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)その他のこの法律以外の法律の規定による立入検査の結果、船舶において北朝鮮特定貨物を発見した場合において、当該海上保安官

からその旨の報告を受けたときも、同様とする。

2 税関長は、前条第三項又は第四項の規定による検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したときは、北朝鮮船舶の船長等若しくは当該航空機の機長等又は当該北朝鮮特定貨物の所有者若しくは占有者に対し、その提出を命ずることができ、税関職員が関税法第百五条の規定による検査の結果、船舶、航空機又は保税地域において北朝鮮特定貨物を発見した場合において、当該税関職員からその旨の報告を受けたときも、同様とする。

第五條 海上保安庁長官又は税関長は、前条の規定により提出を受けた北朝鮮特定貨物(以下この条において「提出貨物」という。)を保管するものとする。

2 海上保安庁長官又は税関長は、前項の規定により提出貨物を保管したときは、当該提出貨物の内容その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告するものとする。この場合において、当該提出貨物の所有者及びその所在が判明しているときは、その者に当該公告に係る事項を通知するものとする。

3 海上保安庁長官又は税関長は、第一項の規定により提出貨物を保管した場合において、次のいずれかに該当することとなったときは、当該提出貨物をその所有者又は提出者に返還するものとする。

一 当該提出貨物が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める物資に該当しなくなつたとき。

イ 第二条第一号イに係る提出貨物 同号イに規定する政令で定める物資

ロ 第二条第一号ロに係る提出貨物 同号ロに規定する政令で定める物資

二 当該提出貨物(第二条第一号イに係るものに限る。)について、その所有者又は提出者が

ら、国土交通省令・財務省令で定める北朝鮮への輸出を防止するための措置を講じた上で、返還の申出があつたとき。

4 第二項の規定は、前項第一号に規定する場合について準用する。この場合において、第二項中「当該提出貨物の内容」とあるのは、「当該提出貨物について次項第一号に該当することとなつたこと」と読み替へるものとする。

5 海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第三項に規定する生物兵器若しくは同条第四項に規定する毒素兵器又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第二項に規定する化学兵器に該当するときは、政令で定めるところにより、当該提出貨物を廃棄しなければならない。

6 海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が次のいずれかに該当するときは(第二号に該当する場合にあつては、第二項の規定による公告をした日から起算して三月を経過した日以後)、政令で定めるところにより、これを売却することができ、

一 滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。

二 その保管に過大な費用又は手数等を要するものとき。

7 前項の規定による売却(以下この条において単に「売却」という。)による代金は、売却に要した費用に充てることができる。

8 売却をしたときは、当該提出貨物の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該提出貨物とみなす。

9 海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が第六項各号のいずれかに該当する場合において、売却につき買受人がないとき又は売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるときは、政令で定めるところによ

り、当該提出貨物について廃棄その他の処分をすることができる。

10 第三項第一号に該当することとなつた場合において、第四項において準用する第二項の規定による公告をした日から起算して一年を経過してもなお提出貨物の返還を受けるべき者若しくはその者の所在が判明しないこと又はその者が提出貨物の引取りをしないことにより提出貨物を返還することができないときは、当該提出貨物の所有権は、国に帰属する。

11 前各項に規定するもののほか、提出貨物の保管及び売却、廃棄その他の処分に関して必要な事項は、国土交通省令・財務省令で定める。(回航命令)

第六條 海上保安庁長官は、次の各号に掲げる措置をとらうとする場合において、それぞれ当該各号に定める事由があるときは、当該船舶の船長等に対し、当該船舶を、その指定する我が国の港その他の当該各号に掲げる措置を円滑かつ的確に実施することができると認められる場所に回航すべきことを命ずることができる。

一 第三条第一項又は第二項の規定による検査 天候、貨物の積付けの状況その他やむを得ない理由により、その現場において当該検査をすることができないこと。

二 第三条第二項の規定による検査 当該船舶の船長等が、同項第一号若しくは第三号の規定による求めにせず、又は同項第二号若しくは第三号の承諾をしないこと。

三 第四条第一項の規定による北朝鮮特定貨物の提出の命令 天候、貨物の積付けの状況その他やむを得ない理由により、その現場において当該北朝鮮特定貨物の提出を受けることができないこと。

(日本船舶に対する回航命令)
第七條 公海にある日本船舶に対して外国の当局が第三条の規定による検査に相当する検査(第四条又は前条の規定による命令に相当する命令その他の当該検査に関し必要な措置を含む。)を行つたことについて我が国が当該外国に対し同意をしないときは、外務大臣は、国土交通大臣に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該日本船舶の船長等に対し、第三条第一項若しくは第三項の規定による検査又はこれに相当する外国の当局による検査を受けるために当該日本船舶をその指定する港に回航すべきことを命じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、我が国の港を指定するときは海上保安庁長官又は当該港を管轄する税関長にその旨を通知するものとし、外国の港を指定するときは外務大臣に協議するものとする。

(旗国の同意等)
第八條 日本船舶以外の船舶で公海にあるものについての第三条第二項の規定による検査又は第四条若しくは第六条の規定による命令は、それぞれ、旗国(海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。)の同意がなければ、これを行うことができない。ただし、同条約第九十一条に規定する国籍を有しない船舶(同条約第九十二条の二の規定により当該船舶とみなされるものを含む。)については、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(関係行政機関の協力)
第九條 関係行政機関は、第一条の目的を達成するため、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

(権限の委任)
第十條 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせるこ

とができる。

(行政手続法の適用除外)

第十一條 第四條又は第六條の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十二條 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三條 第四條の規定による命令に従わなかつた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條第一項、第三項又は第四項の規定による立入り、検査、取去若しくは貨物の陸揚げ若しくは積替えを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第六條又は第七條第二項の規定による命令に従わなかつた者

(我が国の法令の適用)

第十五條 日本船舶以外の船舶で公海にあるものについての第三條第二項及び第四條から第七條までの規定による措置に関する日本国外における我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令(罰則を含む。)を適用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(この法律の廃止)

2 この法律は、国際連合安全保障理事会決議第八百七十四号(第一条に規定する要請に係る部分に限る。)がその効力を失ったときは、速やかに、廃止するものとする。

理由

北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第七百八十七号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法、関税法その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐり同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

案 北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法

法

(目的)

第一条 この法律は、北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となっており、その脅威は近隣の我が国にとって特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第七百八十七号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第六十一号)その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐり同理事会決議による当該禁止の措置の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 北朝鮮特定貨物 次のいずれかに該当する貨物(我が国から輸出しようとする貨物で外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項の規定による許可を受けなければならないもの及び同条第三項の規定による輸出の承認を受けなければならないもの並びに我が国から輸出した貨物で当該許可又は当該承認を受けたもの並びに我が国に輸入しようとする貨物で同法第五十二条の規定による輸入の承認を受ける義務を課せられているもの及び我が国に輸入した貨物で当該承認を受けたものを除く。)をいう。
- イ 北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号、同理事会決議第八百七十四号その他の他政令で定める同理事会決議により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの
- ロ 北朝鮮を仕出地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号、

同理事会決議第八百七十四号その他政令で定める同理事会決議により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資であつて政令で定めるもの

- 二 船舶 軍艦等(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業的目的のみで使用されるものをいう。以下この号において同じ。)以外の船舶であつて、軍艦等に警護されていないものをいう。
- 三 船長等 船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者をいう。
- 四 日本船舶 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第一条に規定する日本船舶をいう。

(検査)

第三条 海上保安庁長官は、我が国の内水にある船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認められるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官に、次に掲げる措置をとらせることができる。

- 一 検査のため当該船舶の進行を停止させること。
 - 二 当該船舶に立ち入り、貨物、書類その他の物件を検査し、又は当該船舶の乗組員その他の関係者に質問すること。
 - 三 検査のため必要な最小限度の分量に限り試料を取去ること。
 - 四 検査のため必要限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物の陸揚げ若しくは積替えをするよう指示すること。
- 2 海上保安庁長官は、我が国の領海又は公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)にある船舶が北朝鮮特定貨物を積載していると認められるに足りる相当な理由があるときは、海上保安官に、次に掲げる措置をとらせることができる。
- 一 船長等に、検査のため当該船舶の進行を停止するよう求めること。
 - 二 船長等の承諾を得て、前項第二号又は第三

号に掲げる措置をとること。

三 検査のため必要な限度において、船長等の承諾を得て貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は船長等に貨物の陸揚げ若しくは積替えをしよう求めること。

3 税関長は、我が国の港にある船舶又は我が国の空港にある航空機(軍用機及び各国政府が所有し又は運航する航空機であつて非商業的目的のみに使用されるものを除く。以下同じ。)が北朝鮮特定貨物を積載していると認め、に足りる相当な理由があるときは、税関職員に、次に掲げる措置をとらせることができる。

一 当該船舶若しくは当該航空機に立ち入り、貨物、書類その他の物件を検査し、又は当該船舶若しくは当該航空機の乗組員その他の関係者に質問すること。

二 検査のため必要な最小限度の分量に限り試料を取去ること。

三 検査のため必要な限度において、貨物の陸揚げ若しくは積替えをし、又は当該船舶の船長等若しくは当該航空機の機長若しくはこれに代つてその職務を行う者(次条第二項において「機長等」という。)に貨物の陸揚げ若しくは積替えをしよう指示すること。

4 税関長は、保税地域(関税法第二十九条に規定する保税地域をい)、同法第三十条第一項第二号の規定により税関長が指定した場所を含む。次条第二項において同じ。)に置かれている貨物のうち北朝鮮特定貨物があると認め、に足りる相当な理由があるときは、税関職員に、貨物、書類その他の物件を検査させ、所有者、占有者、管理者その他の関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度の分量に限り試料を取去ることができる。

5 海上保安官及び税関職員は、前各項の規定による検査をするときは、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、制服を着用し、又はその身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第一項から第四項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(提出命令)

4 海上保安庁長官は、前条第一項又は第二項の規定による検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したときは、当該船舶の船長等に対し、その提出を命ずることができる。海上保安官が海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)その他のこの法律以外の法律の規定による立入検査の結果、船舶において北朝鮮特定貨物を発見した場合において、当該海上保安官からその旨の報告を受けたときも、同様とする。

2 税関長は、前条第三項又は第四項の規定による検査の結果、北朝鮮特定貨物があることを確認したときは、当該船舶の船長等若しくは当該航空機の機長等又は当該北朝鮮特定貨物の所有者若しくは占有者に対し、その提出を命ずることができる。税関職員が関税法第五十五条の規定による検査の結果、船舶、航空機又は保税地域において北朝鮮特定貨物を発見した場合において、当該税関職員からその旨の報告を受けたときも、同様とする。
(保管)

5 海上保安庁長官又は税関長は、前条の規定により提出を受けた北朝鮮特定貨物(以下この条において「提出貨物」という。)を保管するものとする。

2 海上保安庁長官又は税関長は、前項の規定により提出貨物を保管したときは、当該提出貨物の内容その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告するものとする。この場合において、当該提出貨物の所有者及びその所在が判明しているときは、その者に当該公告に係る事項を通知するものとする。
3 海上保安庁長官又は税関長は、第一項の規定により提出貨物を保管した場合において、次の

いづれかに該当することとなつたときは、当該提出貨物をその所有者又は提出者に返還するものとする。

一 当該提出貨物が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める物資に該当しなくなつたとき。

イ 第二条第一号イに係る提出貨物 同号イに規定する政令で定める物資
ロ 第二条第一号ロに係る提出貨物 同号ロに規定する政令で定める物資
二 当該提出貨物(第二条第一号イに係るものに限る。)について、その所有者又は提出者から、国土交通省令・財務省令で定める北朝鮮への輸出を防止するための措置を講じた上で、返還の申出があつたとき。

4 第二項の規定は、前項第一号に規定する場合について準用する。この場合において、第二項中「当該提出貨物の内容」とあるのは、「当該提出貨物について次項第一号に該当することとなつたこと」と読み替へるものとする。

5 海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第二条第三項に規定する生物兵器若しくは同条第四項に規定する毒素兵器又は化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第二条第二項に規定する化学兵器に該当するときは、政令で定めるところにより、当該提出貨物を廃棄しなければならない。

6 海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が次のいづれかに該当するときは(第二号に該当する場合にあつては、第二項の規定による公告をした日から起算して三月を経過した日以後)、政令で定めるところにより、これを売却することができる。
一 滅失し、又は毀損するおそれがあるとき。
二 その保管に過大な費用又は手数を要するとき。

7 前項の規定による売却(以下この条において単に「売却」という。)による代金は、売却に要した費用に充てることができる。

8 売却をしたときは、当該提出貨物の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該提出貨物とみなす。

9 海上保安庁長官又は税関長は、提出貨物が第六項各号のいづれかに該当する場合において、売却につき買受人がないとき又は売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるときは、政令で定めるところにより、当該提出貨物について廃棄その他の処分をすることができる。

10 第三項第一号に該当することとなつた場合において、第四項において準用する第二項の規定による公告をした日から起算して一年を経過してもなお提出貨物の返還を受けるべき者若しくはその者の所在が判明しないこと又はその者が提出貨物の引取りをしないことにより提出貨物を返還することができないときは、当該提出貨物の所有権は、国に帰属する。

11 前各項に規定するもののほか、提出貨物の保管及び売却、廃棄その他の処分に関して必要な事項は、国土交通省令・財務省令で定める。
(回航命令)

6 海上保安庁長官は、次の各号に掲げる措置をとらうとする場合において、それぞれ当該各号に定める事由があるときは、当該船舶の船長等に対し、当該船舶を、その指定する我が国の港その他の当該各号に掲げる措置を円滑かつ的確に実施することができることと認められる場所に回航すべきことを命ずることができる。
一 第三条第一項又は第二項の規定による検査 天候、貨物の積付けの状況その他やむを得ない理由により、その現場において当該検査をすることができないこと。
二 第三条第二項の規定による検査 当該船舶の船長等が、同項第一号若しくは第三号の規

定による求めに應ぜず、又は同項第二号若しくは第三号の承諾をしないこと。

三 第四条第一項の規定による北朝鮮特定貨物の提出の命令 天候、貨物の積付けの状況その他やむを得ない理由により、その現場において当該北朝鮮特定貨物の提出を受けることができないこと。

(日本船舶に対する回航命令)

第七条 公海にある日本船舶に対して外国の当局が第三条の規定による検査に相当する検査(第四条又は前条の規定による命令に相当する命令その他の当該検査に關し必要な措置を含む。)を行うことについて我が国が当該外国に対し同意をしなかつたときは、外務大臣は、国土交通大臣に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該日本船舶の船長等に対し、第三条第一項若しくは第三項の規定による検査又はこれに相当する外国の当局による検査を受けるために当該日本船舶をその指定する港に回航すべきことを命じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、我が国の港を指定するときは海上保安庁長官又は当該港を管轄する税関長にその旨を通知するものとし、外国の港を指定するときは外務大臣に協議するものとする。

(旗国の同意等)

第八条 日本船舶以外の船舶で公海にあるものについて第三条第二項の規定による検査又は第四条若しくは第六条の規定による命令は、それぞれ、旗国(海洋法に關する国際連合条約第九十一条2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。)の同意がなければ、これを行うことができない。ただし、同条約第九十一条1に規定する国籍を有しない船舶(同条約第九十二条2の規定により当該船舶とみなされるものを含む。)については、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に

当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意するとともに、確立された国際法規を遵守しなければならない。

(関係行政機関の協力等)

第九条 関係行政機関は、第一条の目的を達成するため、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

2 自衛隊は、前項に定めるもののほか、防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)その他の関係法律の定めるところに従い、この法律の規定による検査その他の措置に關し、海上保安庁のみでは対応することができない特別の事情がある場合において、海上における警備その他の所要の措置をとるものとする。

(権限の委任)

第十条 この法律の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、管区海上保安本部長に行わせることができる。

(行政手続法の適用除外)

第十一条 第四条又は第六条の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第四条の規定による命令に従わかつた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項、第三項又は第四項の規定による立入り、検査、収去若しくは貨物の陸揚げ若しくは積替えを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは

虚偽の陳述をした者
二 第六条又は第七条第二項の規定による命令に従わかつた者

(我が国の法令の適用)

第十五条 日本船舶以外の船舶で公海にあるものについての第三条第二項及び第四条から第七条までの規定による措置に關する日本国外における我が国の公務員の職務の執行及びこれを妨げる行為については、我が国の法令(罰則を含む。)を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(この法律の廃止)

2 この法律は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号(第一条に規定する要請に係る部分に限る。)がその効力を失つたときは、速やかに、廃止するものとする。

理 由

北朝鮮による核実験の実施、大量破壊兵器の運搬手段となり得る弾道ミサイルの発射等の一連の行為が国際社会の平和及び安全に対する脅威となつており、その脅威は近隣の我が国にとつて特に顕著であること、並びにこの状況に対応し、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号が核関連、弾道ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資の北朝鮮への輸出及び北朝鮮からの輸入の禁止を決定し、同理事会決議第千八百七十四号が当該禁止の措置を強化するとともに、国際連合加盟国に対し当該禁止の措置の厳格な履行の確保を目的とした貨物についての検査等の実施の要請をしていることを踏まえ、我が国が特別の措置として実施する北朝鮮特定貨物についての検査その他の措置について定めることにより、外国為替及び外国貿易法、関税法その他の関係法律による措置と相まって、北朝鮮の一連の行為をめぐると同理事会決議による当該禁止の措置

の実効性を確保するとともに、我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。